

竹原市総務文教委員会

平成28年6月15日開会

会議に付する事件

(付託案件)

- 1 議案第34号 竹原市立学校設置条例の一部を改正する条例案
- 2 議案第35号 竹原市水道事業給水条例の一部を改正する条例案
- 3 議案第38号 竹原市水道事業経営審議会条例の一部を改正する条例案
- 4 議案第39号 平成28年度竹原市一般会計補正予算(第1号)

(委員外議員質疑)

- 1 松本議員 (議案第34号・議案第35号)

(行政報告)

- 1 教育委員会事務点検・評価報告書 (教育委員会 報告)
学校施設の耐震化の状況について (教育委員会 報告)
不審電話・不審者事件について (教育委員会 報告)
牛乳異物混入事件に伴う影響について (教育委員会 報告)

(所管事務調査)

- 1 たけはら農林水産業について 他(協議)

(その他)

- 1 総務文教委員会行政視察について

(平成28年6月15日)

出席委員

氏 名	出 欠
山 元 経 穂	出 席
川 本 円	出 席
今 田 佳 男	出 席
竹 橋 和 彦	出 席
堀 越 賢 二	出 席
北 元 豊	出 席
脇 本 茂 紀	出 席

委員外議員出席者

氏 名
高 重 洋 介
井 上 美 津 子
大 川 弘 雄
道 法 知 江
宮 原 忠 行
松 本 進

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長	西 口 広 崇
議会事務局次長	住 田 昭 徳
議事庶務係主事	前 本 憲 男

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	細 羽 則 生
教 育 長	竹 下 昌 憲
総 務 部 長	谷 岡 亨
企 画 振 興 部 長	中 川 隆 二
教 育 次 長	久 重 雅 昭
公 営 企 業 部 長	谷 岡 亨
財 政 課 長	沖 本 太
企 画 政 策 課 長	松 崎 博 幸
産 業 振 興 課 長	桶 本 哲 也
水 道 課 長	松 岡 俊 宏
教育委員会学校教育課長	九十九 邦 守
教育委員会教育振興課長	岡 元 紀 行

午前10時02分 開会

委員長（山元経穂君） それでは、ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、6月定例会の総務文教委員会を開会致します。

副市長より発言の申し出がありましたので、これを許可致したいと思いますが、その前に委員長より一言、理事者の方をお願い申し上げます。

今議会の案件においては、格段に市民の生活に関わる案件がございます。いつも以上に、理事者においては懇切丁寧に説明をお願い致したいところでございます。また、委員の皆様方には慎重審議のほどをお願い致します。

それでは、副市長の発言を許可致します。

副市長。

副市長（細羽則生君） 改めまして、おはようございます。

委員長をはじめ委員の各位におかれましては、お忙しい中委員会を開催頂きましてありがとうございます。

本日は、議案第34号から議案第39号までの計4件につきまして説明をさせて頂いた上、慎重審議を頂きたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

委員長（山元経穂君） それでは、本委員会に付託されました諸議案の内容について、順次執行部の説明を求めます。

なお、執行部からの説明は、以後座ったまま行って頂いて結構です。

また、答弁が終わられた課の説明員は、支障のない範囲で退席して頂いても構いません。

それでは、議案第39号平成28年度竹原市一般会計補正予算を議題と致します。

財政課長。

財政課長（沖本 太君） それでは、6月定例会に上程を致します補正予算案につきまして、補正予算書の方を使って御説明を申し上げたいと思います。

補正予算書の1ページをお開きください。

このたびの補正予算案の概要と致しましては、主に地方創生加速化交付金を活用する事業に必要な予算、また指定ごみ袋制度導入に必要な予算などを歳出予算に計上するものでございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億3,722万3,000円を追加し、総額を129億8,622万3,000円とするもの、また債務負担行為の追加を行う内容となっております。

ります。

補正予算書の3ページをお開きください。

歳出予算の補正内容でございますが、総務費、民生費、衛生費、商工費、その4款におきまして追加計上を行うものでございます。その個別の具体的な内容につきましては、事項別明細書の方で御説明を致しますので、10ページと11ページをお開きください。

総務費総務管理費財産管理費でございます。普通財産と管理に要する経費と致しまして、測量設計委託料500万円を新規計上し、またふるさと納税に要する経費と致しまして、消耗品費750万円の追加計上を行うものでございます。

普通財産等管理に要する経費の内容でございますが、旧法務局竹原支局庁舎の活用に向けた設計業務委託料でございます。現在竹原合同ビルの年度内取得に向けまして取組を進めている中で、同ビルに入居しております竹原商工会議所の仮移転先として、旧法務局竹原支局庁舎の活用を視野に入れ交渉を行っているところでございます。こうした状況に加え、竹原商工会議所が仮移転場所として活用した後、新たに市役所の庁舎機能の一部が入居することを踏まえると、当該建物の現在の構造や間取りを、より合理的に活用するための検討が必要な状況であることから、このたびの設計業務について実施を致したいと思っているものでございます。財源につきましては、一般財源でございます。

次に、ふるさと納税に要する経費でございますが、4月1日からふるさと納税制度の充実を図ったことに伴いまして寄附件数が増加しており、返礼品に係る予算が不足をすることから必要と見込む額の増額を行うものでございます。当初予算積算時における年間見込み件数120件に対し、4月時点の件数で100件となっており、その4月の実績を踏まえ、年間1,200件分を見込み、予算を計上しているものでございます。こちらについても、財源については一般財源でございます。

同じく総務費総務管理費企画費でございます。地域振興に要する経費と致しまして、忠海駅運営委託料など312万4,000円の減額を行うものでございます。この内容でございますが、3月31日をもって忠海駅の切符販売業務の委託を廃止したことから、不用となる予算の減額を行うものでございます。あわせて、歳入におきまして、JRから支払われておりました切符販売等手数料について減額を行っております。

補正予算書の12ページ、13ページをお開きください。

続きまして、民生費社会福祉費老人福祉費についてでございます。介護予防拠点施設管理に要する経費として、介護予防拠点施設管理委託料170万6,000円の追加計上を

行うものでございます。この内容につきましては、先ほど御説明を致しました忠海駅の切符販売業務の委託を廃止したことによりまして、ふれあいステーションただのうみの管理体制を常駐体制が継続されるよう見直しを行う必要が生じたことから、当該施設に係る指定管理委託料の積算根拠を見直し、増額を行うものでございます。財源につきましては、一般財源となっております。あわせて、指定管理期間が切れるまでの債務負担について、限度額の追加を行っております。

補正予算書の14ページ、15ページをお開きください。

続きまして、衛生費保健衛生費環境衛生費でございます。地球温暖化対策に要する経費と致しまして、施設整備工事費など5,463万6,000円の追加計上を行うものでございます。この内容につきましては、災害時に避難所となる総合公園バンブー・ジョイ・ハイランド体育館に太陽光パネル等蓄電池を設置するとともに、照明設備を水銀灯からLED照明に改修をするものでございます。このことによりまして、電力提供が停止した際においても一定期間避難所としての環境確保を図れるとともに、通常時には発電した電力を使うことによって消費電力の削減を図るというものでございます。

設置する性能などの内容につきましては、太陽光パネルの発電量が20キロワットのもの、蓄電池が容量20キロワットアワーのもの、LED照明につきましては、体育館内の水銀灯59基中28基を交換するものでございます。財源につきましては、県のグリーンニューディール基金を活用するもので、太陽光パネルと蓄電池の設置につきましては100%の充当をし、またLED照明の整備については一部の補助対象外、水銀灯の撤去費等が対象外となるものですが、それらを除きまして3分の2が充当されるというものでございます。

補正予算書の16ページ、17ページをお開きください。

同じく衛生費の清掃費塵芥処理費でございます。じんかい収集に要する経費と致しまして、指定ごみ袋作製委託料など2,469万1,000円の追加計上を行うものでございます。この内容につきましては、家庭ごみの適切な分別と減量化及び資源化等を推進するため、平成27年1月から新たに指定ごみ袋制度を導入するために必要な経費を新規計上するものでございます。

簡単に仕組みを御説明を致しますと、市が調達した指定ごみ袋を市内の取扱店舗が市民に販売し、取扱店舗から売り払い手数料として市の方へ一定金額を納めて頂くというような仕組みとなっております。

そうした中で、予算の内訳でございますが、民間業者に指定ごみ袋の作成委託料を2,207万円、指定ごみ袋を取扱店舗に配送するまでに一旦保管するために必要な施設使用料を23万9,000円、保管場所から取扱店舗に配送するための委託料を25万円、取扱店舗に支払う販売委託料を、1枚当たり2円として213万2,000円、それぞれ計上するものでございます。財源につきましては、売り払い手数料を一部充当し、それ以外は一般財源となっております。

18ページ、19ページをお開きください。

商工費でございます。商工費の商工業振興費につきまして、商工業振興対策に要する経費として、まちなか賑わい創出事業委託料など6,105万円の追加計上を行うものでございます。こちらの内容でございますが、平成27年3月から竹原市地方創生総合戦略に掲げるまち・ひと・しごとの好循環を生み出すために様々な取組を推進している中で、このたびの予算については地方創生加速化交付金2次分を活用し、観光資源等の付加価値を高め、観光消費額や空き店舗活用につながる民間レベルの消費喚起を促すための観光振興による賑わい創出事業を実施するために必要な経費を新規計上するものでございます。

具体的な事業の内容につきましては、産業振興課の方から別途資料を使いまして、後ほど御説明をさせていただきます。

同じく商工費の観光費でございます。観光交流振興に要する経費として、観光情報発信委託料など1,223万6,000円の減額を行うものでございます。当該予算につきましては、平成27年度の補正予算においても同額を計上していたところでございますが、国の地方創生加速化交付金の1次分に採択されましたことから、新年度の28年度予算が不用となるということで減額を行うものでございます。

以上が歳出予算でございます。

補正予算書の8ページ、9ページに戻って頂きまして、歳入の方の説明をさせていただきますが、歳出の説明にあわせまして特定財源の説明も致しましたので、その他特に説明が必要なものを説明を致したいと思います。

県支出金につきましては、商工費における観光情報発信事業の充当財源としていた市町振興基金交付金を、当該歳出予算を減額したということからあわせて減額を行っております。最終的に財政調整基金繰入金を3,559万4,000円を計上致しまして、収支の均衡を図っております。

以上が補正予算案の説明でございます。

委員長（山元経穂君） 産業振興課長。

産業振興課長（桶本哲也君） それでは、産業振興課の方から、先ほど財政課長から説明のありました補正予算につきまして補足説明をさせていただきます。

補正予算書の18ページ、19ページでございます。

商工業振興対策に要する経費と致しまして、6,105万円を追加計上するとともに、観光交流振興に要する経費1,423万6,000円を減額補正するというものでございます。内容につきましては、別途お配りしております補足説明資料により説明させていただきます。

それでは、補足説明資料の方をごらんください。

現在国の地方創生交付金を活用致しまして、地方創生総合戦略に掲げておりますまち・ひと・しごとの好循環を生み出すために様々な取組を進めております。昨年度は外国人観光客を誘致するためのアクションプランの策定や空き家実態調査などを行い、今年度は外国人を含めた観光客の誘客をさらに進めるため、観光情報発信事業等に取り組むこととしております。今回これらに加えまして、地方創生加速化交付金の2次分を活用致しまして、昨年度浮かび上がってきました課題等に対応するとともに、民間主導の新たなまちづくり組織の設立も視野に入れまして、にぎわい創出や町なか再生などの実証事業を通して、地域の活性化、民間事業者等の自立につながる施策を展開していきたいというふうに考えているところでございます。

それでは、事業概要でございますが、観光振興によるにぎわい創出事業と致しまして、総事業費は6,105万円を計上致しております。このうち6,000万円分の事業につきましては、現在地方創生加速化交付金の2次分に申請をしているところでございまして、これにつきましては補助率10分の10ということでございます。

それでは、具体的な事業内容でございます。

3の表をごらんください。

1段目の回遊性向上事業でございますが、主に外国人観光客を対象に、市内回遊の促進を図るための各種情報を多言語で配信する事業、この事業と、外国人観光客が増えている忠海駅の待合機能を強化する事業、この2つでございます。

備考欄の方をごらんください。委託料1,400万円、委託料でございますが、回遊を促すためのマップ、ポスター、プロモーションビデオの制作、また忠海駅、竹原駅の看板の修繕、また忠海駅から忠海港の方へ竹原駅から商店街を經由して町並みの方へ道順がわ

かるような道なり表示などを行う経費と致しまして、1,400万円を計上しております。

次に、備品購入費でございますが、忠海駅の待合機能を強化するため、古くなっている机、椅子の買いかえですとかコインロッカーなどの購入を行うもので、300万円を計上しております。

次に、2番目の古民家活用交流助成事業でございます。

昨年度実施致しました外国人のモニターツアーにおきまして、古民家を活用した異文化交流などが大変好評でございましたので、民間が主体となる古民家を活用した異文化交流などの取組を支援するというものでございまして、古民家の改修費、あるいは交流事業等に要する経費の一部を助成することとし、150万円を計上致しております。

次に、3番目の消費喚起促進事業でございます。

その委託料でございますが、観光客の消費喚起を促す企画提案事業を民間から公募致しまして、観光客のニーズにマッチしたモデル事業等を通じて、ノウハウの蓄積と取組課題を分析できる実証事業を行うというものでございまして、予算は2,000万円を計上致しております。

次に、負担金補助及び交付金でございます。

観光客の市内への回遊を誘導致しまして観光消費行動を促すためには、飲食あるいは買い物をする場所が必要となってまいります。空き店舗を活用して創業するという方に対しまして改修費等の一部を助成するというもので、600万円を計上致しております。あと、残りの300万円でございますが、既存のお店等への支援と致しまして、外国人観光客に対応するため、お店の看板ですとかメニュー、またホームページなどを多言語化するという場合に、その経費の一部を助成することとして300万円、合わせて900万円を計上させて頂いております。

次に、4番目のまちなか賑わい創出推進事業でございます。

まちなかとなる駅前商店街等には、空き店舗が増えておりまして活気が少なくなっております。消費喚起と賑わい創出という共通の目標のもと、官民が協議会を設置致しまして、空き家、空き店舗活用などについて実践的な取組を行うと、こういったことなどを行いまして、まちなかの賑わいを創出するためのこうした実証事業に対する助成を行うというもので、こちらは1,250万円を計上致しております。

最後、5段目のまちづくり会社設立への支援でございます。

魅力あるまちづくりに向けまして、昨年8月から産官学金の関係者による意見交換を重ねてきております。その中で、本市が抱える空き家、空き店舗活用や観光振興策など、地域課題を解決する公益的な支援組織が必要であるとの機運が高まってまいりました。しかしながら、まちづくりにつきましては行政のみで行うには限界もございますので、新たな公共として民間活力と民間のノウハウ、スピード感による地域の課題やニーズに応えるための受け皿としまして、まずは対外的に信頼性と公共性を持つ市と商工会議所が出資する法人組織の設立を目指そうというもので、105万円を計上致しております。

それでは、裏面をごらんください。

先ほど申し上げました地方創生加速化交付金の2次分の事業のスケジュールでございますが、現在国への申請は既に完了をしております、国からの内示は8月ごろと伺っております。事業は来年3月の完了を予定しているものでございます。

最後に、関係事業予算の減額でございますが、これは先ほど財政課長から説明がございましたように、平成27年度に補正予算計上しておりました次の3つの事業につきまして、平成28年度当初予算にも同額を計上しております、地方創生加速化交付金第1次分が採択されたことから1,423万6,000円を減額するというものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い致します。

委員長（山元経穂君） 多岐にわたって計上されている今回の補正予算ではありますが、当委員会の範疇を超えない範囲での質疑をお願い致します。

今田委員。

委員（今田佳男君） 今沖本課長から御説明頂いた分の中から何個か。

古民家活用交流助成金で150万円ですか、これは民間が主体となりという、頭からそういう言葉になっているんですが、これ民間が主体ということは、どなたかもう対象になる民間のグループがあるのか、そういう特定されたような民間のグループがあるのかと。

それから、その下の消費喚起促進事業で観光客のニーズ、絡んで多言語化ということですが、おそらくインバウンドを推進されるということで強調されるようになると思うんですけども、観光客のニーズにマッチしたというのがその1行目の一番最後なんですけど、これは外国人がメインで日本人はどうなのかという、もしここの違いがあればお願いしたいのと。

それから、3番目のまちなか賑わい創出推進事業で、今おっしゃられたのは駅前商店街がメインになるのかなというふうな話で受け取ったんで、それで正しいかどうか。

以上3点、お願いしたいんですが。

委員長（山元経穂君） 産業振興課長。

産業振興課長（桶本哲也君） 3点御質問頂きました。

まず、1点目の古民家活用交流助成事業でございますけども、対象となるそういったグループがあるのかということでございますが、これからこの事業につきましては公募を行う予定に致しておりますので、そういった特定のグループがあるというわけではございませんが、そういった方がいらっしゃることを期待しております。

それから、2点目の消費喚起促進事業でございますけども、確かに今回、昨年度外国人観光客の誘致を促進するプランを策定しまして、様々幾つか課題等が出てまいりまして、来訪した外国人の方につきましては大久野島が圧倒的に行かれる方が多いわけでございますけれども、市内の観光スポットである町並みなどへは回遊せずに、すぐ広島方面ですとか関西方面、大阪の方へ向かっていると。また、観光消費額が2,000円未満の方が大半であったと、あるいは外国人の方は町並みの存在を知らなかったと、町並みを来訪した外国人の方の9割以上は高評価であったと、様々課題等がわかってまいりました。そうしたことから、市内を回遊して頂いて観光消費額の増加を目指そうということでございまして、これは外国人をターゲットには致しますが、外国人をターゲットとすることによって情報が日本の方にも伝わって行って、外国人のみならず日本の方にも是非来て頂きたいという狙いはございます。

それから、3点目のまちなか賑わい創出推進事業でございます。

先ほど外国人観光客をターゲットに市内を回遊させたいというふうに申し上げましたが、そのためにはある程度推奨ルートといたしますか、回遊するルートを設定致しまして取り組んでまいりたいと考えております。大久野島から忠海駅を通過して竹原駅でおりと頂く、竹原駅から商店街を通過して町並みの方へ行って頂くというようなルートを設定致したいと思っておりますので、そういう意味では駅前商店街のにぎわいの創出、まちなかの賑わいの創出というのは、これは行っていきたいというふうに考えているところでございます。どうぞよろしくお願い致します。

委員長（山元経穂君） 今田委員。

委員（今田佳男君） 今の消費喚起促進事業、観光客のニーズということで、外国人に限らず日本人にもということで広げていくということだと思ふんで、それはそれでやって頂きたい。希望を言うかどうかと思ふんですが、いつまでも外国人ということもないと思ふ

んで、今台湾等に向けたインバウンドの推進ということがメインテーマになってるから、これが出てくるんだと思うんですけども、長い目を見た時に、国内の方のニーズというのもずっと探っていくかないといけないということがあると思うんで、その辺は考慮に入れて頂きたいということと。

それから、最後のまちなか賑わいなんですけど、竹原の駅前商店街を歩いて町並みの方へということが大事になってくると思うんで、そここのところは、例えば駅前等、観光協会などへ道を聞きに来られる方がまあまあおられるんですけども、あいふる316を歩いて町並みへ行って頂くような方向性というか、例えば案内の仕方一つでも、そこら辺を考慮して、今後こういうことで市が取り組んでいかれるということであれば、そういうふうに観光協会等とも話をして頂いてやって頂きたいと思うんですけど、その辺は、最後の部分だけちょっと。

委員長（山元経穂君） 産業振興課長。

産業振興課長（桶本哲也君） ありがとうございます。

今、駅前の商店街を通りまして町並みの方へ誘導していくという方法でございまして、回遊性向上事業の中で、1つは多言語の情報発信ということも当然必要になってくると思います。先ほども申しあげました昨年度実施しましたアンケート調査ですとかモニターツアーで、外国人に向けた情報発信ができていないと、せめて英語での情報発信をしてほしいということもありますので、多言語化についてはしっかり取り組んでいきたいと思っておりますし、また竹原駅から町並み保存地区へ向かうための道なり表示ということもこの中でやっていきたいというふうに思っております。

この2次分ではないんですけども、加速化交付金の1次分で、観光のホームページのリニューアルと多言語化ということも現在進めておりますので、そういった情報発信の充実と案内機能の充実ということについてはしっかり取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

委員長（山元経穂君） よろしいですか。

堀越委員。

委員（堀越賢二君） まず、回遊性向上、古民家活用、消費喚起等々、これ全てが個別のものでなくて、それぞれがかみ合わさっていないと本来の目的は達成されないっていうような事業だと思います。それを踏まえた上で、その回遊性向上というところで、行動情報というところで宿泊、飲食、お土産品等あるんですけど、この古民家の活用といったところ

も含めて、この宿泊っていうのは既存の旅館業を営まれている方の情報というものだけなのか、今観光地等それぞれ話題になっている民泊といったようなものも含めて、古民家の活用といった部分も視野に入っているのか、また古民家でいえば、古民家っていうその定義っていうものがきちんとしてあるのか、ただ単に何となく古くて趣のあるような建物っていうものだけのものなのか。それと、その古民家であれば実際に想定をしている場所といったようなものがどこなのか。そして、消費喚起については、先ほど負担金補助及び交付金900万円の部分で600万円と300万円といった部分がありましたけど、この部分については、内容によっては割合の変更等があるものなのかどうなのか、その部分をお伺いします。

委員長（山元経穂君） 産業振興課長。

産業振興課長（桶本哲也君） それでは、御質問にお答えを致します。

堀越委員おっしゃられましたように、この観光振興による賑わい創出事業につきまして、これ全てが絡み合って効果があらわれるものというふうに我々も考えておきまして、これはどれも関連してくるというふうに思っております。

それで、まず最初の回遊性向上事業の中で、宿泊、飲食、土産物などの観光消費行動情報の発信というところがございますけれども、一応その今既存のそういう観光の情報というところの発信力がまだまだ弱いというところがございますので、そういった観光情報の発信の充実を図っていきたいということでございます。ですので、民泊につきましては、今市内で特に取り組んでいるという状況でございませんので、そういった情報については、あれば当然同じように発信はしていきたいと思っております。

それから、古民家活用交流助成事業の御質問でございますが、古民家の定義というような御質問でございました。我々も古民家の定義をどうするかということは検討しております。最低でも築後50年以上たっているというところは必要じゃないかと。また、予算的にも大規模な修繕ということになると、古くなれば古いほどお金はかかりますので、大規模な修繕ではなくて、基本的にはすぐにでも使えるような建物を対象にしたいというふうに考えております。

それから、場所でございますが、現在大久野島を訪れている外国人の観光客をターゲットに考えておきまして、大久野島から忠海駅、竹原駅、町並みという、そういった推奨ルートを設定しまして、この推奨ルートにおいて古民家を活用して外国人観光客等と交流事業を行うという方に対して、その経費の一部を助成したいというふうに考えております。

で、そのように御理解頂ければというふうに思います。

それから、消費喚起促進事業の負担金補助及び交付金900万円の方でございますが、まず空き店舗を活用して創業する方に対して改修費等の一部を助成するというのが600万円で、あとは既存のお店の方などが情報を多言語化すると、メニューですとかホームページを多言語化するという場合に、その経費の一部を助成するというので300万円がございまして、これもそういった方が、希望者がいらっしゃると思いますので公募を行っていきたくて思っておりますので、内容については今申し上げた内容で募集をしていきたくて思っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長（山元経穂君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） 説明で、質問のところは理解をさせて頂きました。

あと、どうしてもこの予算の中での、事業計画を立てた上でその事業ということなので、今後の展開等といったようなものはもう少し事業の経過を見ながらということもあるとは思いますが、今こちらが特別な仕掛けをするといったような部分ではない部分で大久野島の観光客が増えているっていったところもありますので、さらにそれを竹原市の方が充実をさせていくということに関しては、非常に有意義なことだと考えております。ただ、その部分的なものでなくて回遊性といったようなものであれば、幅広く活用できるものを設置をしなくちゃいけないと思いますし、そうであればいろいろな情報を収集して、どれがベストなもので、費用対効果があらわれるようなPVであるとか看板等々の改修、マップ、ポスター等々が道なりの、いったようなものもあると思うので、こちら辺はしっかりと検討して頂いて、よりよくて見ばえのいいものであったり、そのものに何か付加価値がつくようなものをいろいろリンクさせて情報をそこに載せていくということもしっかりと検討して頂きたいと思います。

古民家に関しては、おおむね築後50年以上ということであり、予算的ににおいても大改修というものでなくて小規模な改修、それも割かしボランティア的なものも入っているのかなといったようなイメージもありますが、空き家と古民家は違うと思いますし、消費喚起といったところで空き店舗の活用といったようなものと古民家っていうものは少し違うとは思いますが。それが何か同時にできるようなものであれば、より観光客、観光で来られた方の満足度が上がるような気がしますので、こちら辺は既存であるものを、ただその一部分だけというところに目を向けるのではなくて広く情報収集をして頂いて、何がこ

の部分で有効的なのかというものを検討して頂きたいんですけど、その部分では民間の活用、先ほどのポップであるとかポスター等々も含めて、何かいろんな団体とか民間の方との協議の場といったようなものを特別今考えている部分はありますでしょうか。

委員長（山元経穂君） 企画政策課長。

企画政策課長（松崎博幸君） まず、そういう協議の場という部分につきましては、地方創生推進交付金を、加速化交付金を使うということで、まず前提としましてP D C Aサイクルを回してよりよいものにしていくと。ここの部分につきましては、竹原市地方創生推進会議の中で、毎年度行った事業については成果検証をしていくということになっております。地域の住民の皆様、また例えば交通事業者、そして学校の先生や商工会議所の方々、いろんな幅広の方々から意見を頂いていきたいというふうに思っております。

また、事業の執行に関しては、専門家、例えば民間企業の活力を活用致しまして企画提案をして頂くなど、先ほど委員から御指摘のありました費用対効果の部分、また幅広にどういうふうに課題を解消していくのかという部分については、観光振興だけではなく他の施策においても同様と考えておりますので、御理解頂きたいというふうに思っております。

以上です。

委員長（山元経穂君） ほかにございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） では、この議案を、審議を終えたいと思います。

次に、議案第34号竹原市立学校設置条例の一部を改正する条例案を議案と致します。

退出が終わったらお願いします。

教育長。

教育長（竹下昌憲君） 本日は山元委員長をはじめ委員各位の皆様におかれましては、教育委員会上程の議案御審議、大変ありがとうございます。

本日の案件は、竹原市立学校設置条例の一部を改正する条例案でございます。慎重御審議よろしくお願い申し上げます。

委員長（山元経穂君） 教育振興課長。

教育委員会教育振興課長（岡元紀行君） 失礼致します。

私の方からは、議案第34号竹原市立学校設置条例の一部を改正する条例案について御

説明をさせていただきます。

議案の31ページをごらんください。

竹原市立学校設置条例につきましては、学校教育法の規定により、小学校及び中学校の名称及び位置を規定をしているものでございます。

本改正案につきましては、吉名小中一貫校の開校に向けまして施設整備を実施するに当たりまして、工事の期間中におけます生徒の安全及び学習環境の確保、また工事の円滑な進捗を図っていくために、中学校の仮設校舎として吉名小学校の校舎の一部を利用することに伴う移転によりまして、学校設置条例に定めます吉名中学校の位置を改めようとするものでございます。

位置につきましては、平成28年9月1日から平成30年3月31日までの約1年半、現在の吉名小学校の住所地とするものでございます。

今回の移転に伴いましてでございますが、この事業を推進するに当たりましては、小学校の施設を一部改修を行うものでございます。改修に当たりましては、学校の関係者に確認を致しまして、また小学校及び中学校の設置基準に沿いましたもので配置するように検討を行ってまいりました。それに沿ったもので改修を行うように考えております。

また、その改修でありますとか配置につきましては設立準備委員会を設置致しておりますが、そちらの方にも御説明をさせていただきます、了解を頂きながら今回の移転に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

委員長（山元経穂君） それでは、質疑をお願い致します。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） それでは、次の議案に移りたいと思います。

では、審議の都合上、ここで10分ほど休憩をとりたいと思いますので、よろしくお願い致します。

午前10時48分 休憩

午前10時57分 再開

委員長（山元経穂君） 休憩を閉じて会議を再開致します。

次に、議案第38号竹原市水道事業経営審議会条例の一部を改正する条例案を議題と致します。

水道課長。

水道課長（松岡俊宏君） 議案第38号竹原市水道事業経営審議会条例の一部を改正する条例案でございます。

45ページをお開きください。

議案第38号竹原市水道事業経営審議会条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成28年6月14日提出，竹原市長吉田基。

竹原市水道事業経営審議会条例の一部を改正する条例案。

竹原市水道事業経営審議会条例（平成27年竹原市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第7条中「上下水道課」を「水道課」に改める。

附則，この条例は公布の日から施行する。

提案理由です。組織改正に伴い必要な規定を整備するため，この条例案を提出するものであります。

説明は以上です。

委員長（山元経穂君） それでは，質疑をお願い致します。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） それでは，次の議案に移りたいと思います。

議案第35号竹原市水道事業給水条例の一部を改正する条例案を議題と致します。

水道課長。

水道課長（松岡俊宏君） 議案第35号竹原市水道事業給水条例の一部を改正する条例案でございます。

33ページをお開きください。

議案第35号竹原市水道事業給水条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成28年6月14日提出。竹原市長吉田基。

竹原市水道事業給水条例の一部を改正する条例案。

竹原市水道事業給水条例（昭和43年竹原市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「6種」を「3種」に改め，同項第1号中「家事用，営業用，官公

署、学校、病院、その他団体等」を「船舶用水及び防火用水以外」に改め、同項第2号中第3号及び第5号を削り、同項第4号を同項第2号とし、同項第6号を同項第3号とする。

第26条第2項第4号を削る。

第33条第1項中、「区分」を「表により算定した基本料金及び従量料金」に改め、表を次のように改める。

料金表につきましては、具体的にまた説明をさせていただきますので、こちらの方をごらんください。

委員長（山元経穂君） 水道課長も初めてだと思いますので、もうそこまで言って、4番、提案理由を言って。

一般的には提出議案、参考資料の方を使つての説明の方がわかりやすいと思いますので、今後はよろしくお願い致します。

水道課長（松岡俊宏君） まず、提案理由を説明致します。

水道事業の経営健全化及び老朽施設の更新等を図り、今後も安定的に事業を運営することを目的に水道料金を改定するとともに、使用者の利便性及び県内の他市町の状況を勘案し、水道の申込手数料及び廃止手数料を廃止するため、この条例案を提出するものでございます。

それでは、別冊の方をお開きください。

水道事業給水条例改正説明資料です。

まず初めに、竹原市水道事業の現状でございます。

本市の水需要は、平成12年度以降水道料金の徴収の対象となる有収水量が減少し続けており、今後も人口減少や節水型社会の進展による需要構造の変化などにより減少し続けていくことが想定され、それに伴い料金収入も減少していくことが見込まれております。

こうした中、これまでも老朽化した水道施設の更新や維持管理の効率化など、水道水の安定供給と経費の縮減の両立に取り組んでまいりましたが、今後は高度経済成長期や大規模拡張期に整備され、耐用年数が経過した水道施設の更新や災害に強い施設とするための耐震化などの施設の高度化対策を計画的に進めていく取組が必要となっております。

2ページをお開きください。

こちらの方は竹原市の給水人口予測で、それから料金収入の将来予測、それから当年度の純利益の状況を記してございます。

3 ページが水道施設等の現状でございます。

浄水施設及び配水施設の状況でございます。

竹原市の水道施設は、昭和30年に建設された中通配水池をはじめ、水源地、浄水場、配水池などの施設は広島県の広域水道受水、上水道未普及地域への給水開始など、昭和59年から平成3年にかけて給水区域拡張に伴う集中建設を実施しております。このため、更新時期が一斉に発生すること、施設及び管路の老朽化が進行していること、既に耐用年数を超えて使用している設備も多くあることから、今後更新等の対応に必要な経費が増大することになります。また、既存の老朽化資産の更新に加え、水道水質の安全を高める施設の設置、自然災害に備えた配水池の耐震化、防犯、防護対策のさらなる強化、非常用のバックアップ機能の充実などの新たな取組に係る建設改良費の増大も見込まれております。現在、水源地、浄水場は11カ所、ポンプ所は大小合わせて44カ所、配水池は大小29カ所、合計で84カ所となっております。

日本水道協会発行の水道施設耐震工法指針では、地震の強さをレベル、施設の重要度をランクで区分し、各施設の耐震能力を判定することとしております。現在竹原市の主要配水池では、中規模の地震動で重大な2次被害を発生させるおそれがあると判定された施設はございません。しかしながら、未曾有の大地震でも重大な2次被害を発生させるおそれが少ない施設、レベル2、ランクAを満たす配水池はない状況でございます。今後、施設の老朽化対策と並行致しまして施設の耐震化を実施する必要がございます。

続いて、5 ページです。

管路の状況でございます。

平成26年度末時点で法定耐用年数40年を経過した老朽管は、全体の約34%でございます。そのうち、60年を経過した管路は全体の約12%でございます。また、管路の耐震化率は平成26年度末で約5%です。耐震管への更新は毎年実施しておりますが、竹原市と同規模の自治体と比較して、老朽管の更新率は下回っている状況です。

将来を見据えた計画への変更と致しまして、これらの課題を解決するためには多くの費用と時間を要することから、長期的な視点で事業計画、経営計画を見直しました。さらに、今後における社会状況の変化等も踏まえながら適宜見直しを行うとともに、経営状況につきましては、外部有識者などで構成される審議会において毎年度確認して頂く仕組みを導入致しました。

6 ページが中・長期にわたる整備方針でございます。

7ページをお開きください。

水道料金設定の考え方でございます。

これまでの経営、料金改定の考え方は、水道普及を目的とした事業拡張に重点を置き、当該年度及び次年度などの短期的な計画と収支バランスを捉えて事業を実施し、コスト縮減にも努めながら必要な時期に料金改定を行ってきました。水道事業は、原則独立採算で運営されており、水道料金収入と地方公営企業債で水道事業の運営、更新費用などが賄われることとなっております。

経営に当たりましては、厳しい状況であることは前段で説明致しましたが、今後も安定的な水の供給と持続可能な経営に努めるためには、水道料金の改定と企業債活用の検討が必要となっております。企業債の借り入れに当たりましては、給水人口1人当たりの企業債借入額を毎年低減させるものと致しまして、将来世代への負担増の抑制と世代間の負担の平準化を図るものとして検討を行いました。

これらを踏まえ、必要な額を試算した結果が次のとおりでございます。

シミュレーションと致しまして、パターン1、平均改定率29%。こちらは将来における長期的な投資計画を見据えた上で、企業債を活用することにより改定率を抑えるとともに、水道事業経営を安定化させるために必要な料金水準でございます。一般家庭で主に使用される月50トンまでの使用者の平均供給単価が、将来5カ年の平均給水原価145円と均衡するように料金単価を見直したものでございます。

パターン2が平均改定率34%。こちらは、社団法人日本水道協会が策定しております水道料金算定要領を参考に、竹原市水道事業の事業規模における標準的な水道料金総額を算出するとともに、将来における長期的な投資計画を見据えた上で水道事業経営を安定化させるために必要な料金水準でございます。将来5カ年の平均給水原価145円を最低料金単価と致しまして、全ての水道使用者が給水原価を負担するように見直しを行ったものでございます。

8ページをお開きください。

こちらがシミュレーションに基づく料金表でございます。

改定案ということで、上段が現行料金です。

次の2段目が料金の改定案でございます。パターンの①が平均改定率29%、パターン②が平均改定率34%の料金表でございます。

3段目の表につきましては、改定率29%で、1カ月20トンを使用した場合の水道料

金の計算例でございます。

水道料金は2カ月に1回検針等を行い、2カ月分の水道料金を請求ということになるんですけども、1カ月ごとに計算するというそういった中身になっておりますので、御理解頂きたいと思っております。

一番下の表につきましては、一般用2カ月当たりの計算例でございます。水量の目安とそれぞれの項目について、現行料金とパターン①、パターン②の支払い額、それから現行料金との比較の影響額を表示しております。

それでは、9ページです。

他市町との料金水準の比較でございます。

全国の水道事業体及び同規模水道事業体、人口1.5万人から3万人におきまして、1カ月当たり20トンを使用するものとして比較致しますと、全国平均は月3,201円、最高額でも月6,841円となっております。また、同規模水道事業体とで比較致しますと、平均月3,255円、最高額で月6,264円となっております。

パターン①では月2,980円、パターン②では月3,132円が見込まれており、いずれも全国平均を下回ります。

なお、広島県内水道事業体との比較は次のとおりでございます。

こちらの方に現行料金、2番目でございます。パターン①でいきますと、5番目、6番目の間でございます。パターン②でいきますと、安い方から9番目、10番目の間に位置しております。

次に、近隣他都市の船舶用水の料金単価でございます。

こちらの方は、瀬戸内海を航行する船舶の竹原市での給水を促すため、近隣市の料金単価と比較致しまして350円というふうに設定をさせて頂いております。

次に、水道の申込手数料及び廃止手数料の廃止についてでございます。

現在水道の申し込み及び廃止の際に徴収している100円の手数料につきましては、使用者の利便性及び県内他市町の状況を勘案し、廃止を致します。

最後に、市民への周知でございます。

水道事業につきましては、情報発信を常に行い、積極的に広報することが市民の理解と事業の透明性を高めることにつながると考えております。広報たけはらの配布にあわせて、リーフレットを全戸配布、広報たけはらで改定の重要ポイントを連載形式で解説致します。それから、竹原市ホームページで料金改定の経緯、審議会の内容などを掲載致します。

す。水道料金の検針時に、お知らせとともにチラシを投函する予定でございます。出前講座などの開催も予定しております。

以上が水道事業給水条例改正の説明の内容でございます。

続けてよろしいですか。

お手元の資料、短期的な収支での考え方という資料がございます。こちら四角の。よろしいでしょうか。

短期的な収支での考え方というところで、これまでの経営方法、また改定後の経営方法について説明をさせて頂きたいと思っております。

まず、利益剰余金の使い方についてですが、翌年度に行う必要のある建設改良事業や企業債償還に対する資金と致しまして、利益剰余金を前年度に確保していく必要がございます。利益剰余金といいますのは、減債積立金、建設改良積立金、利益積立金、未処分利益剰余金を合計したものでございます。

次に、下の方にまた四角が出てくるんですが、資産維持費というものが出てきます。こちらの方は、地震や豪雨などの災害、ポンプや機械などの突然の故障、漏水事故などの予測困難で緊急に対応する必要がある事象に備えた資金というふうになってございます。

こちらの四角の積み木をごらんください。

まず、当年度と致しましては、当年度に出た利益、そちらを翌年度の資金に積み立てます。その積み立てた資金を翌年度の建設改良、それから企業債償還に充てていく。その翌年度は、翌年度出ました利益を翌々年度の資金として積み立てます。そちらをまた翌々年度の建設改良、企業債償還に充てていくと、こういった形で経営を進めていくということです。これがこれまでの経営方法でございました。一定の料金収入の増加が見込まれ、維持管理費や施設更新に係る費用の増大がない場合は、こういった短期的な収支で資金を確保することができます。しかしながら、積み立てた資金を翌年度にすぐ使うため、自転車操業的な状態と言えます。こちらが現在の経営状況でございます。

次に、料金改定率を低く抑え込んだ場合をごらんください。

当年度は、資産維持費、突発的な事故の費用確保を致しまして、翌年度、それから翌々年度の資金を積み立てます。翌年度に翌々年度の資金を積み立てて、その翌々年度に建設改良、企業債償還に充てていくこととなります。ただ、その翌々年度につきましては、もう積み立てた資金がございませんので、ここでもう料金改定が必要になってくると。また、翌々々年度を見ますと、その資産維持費、突発的な事故に対応する費用すらもうなく

なった状態になりますので、ここでも料金改定が必要になるという状況が出てきます。メリットと致しましては、資金を残さないため料金設定を低くできます。しかしながら、デメリットと致しましては、長期的な資金が確保できないため、長期的な視点に立った事業計画に基づく運営が困難であると言えます。また、突発的事故への対応が困難になることや毎年料金改定が必要となるなど、不安定な事業経営であると言えます。

どちらの場合も、将来の収支予測を行っていないため、収支バランスが崩れた場合に直ちに料金改定が必要になるということがございます。長期的な視点に立った収支予測に基づき、一定期間内の資本ストック、平準化が重要であるということが言えます。

それでは、2ページをお開きください。

こちらの方が、改定率29%、平成28年10月1日改定の場合でございます。

28年度を見ますと、改定後の利益が出ます。それをもちまして、29年度、それから30年度、31年度。30年度、31年度は資金の一部というふうになりますが、そちらの方を積み立てることができます。29年度につきましては、30年度、それから31年度の資金を積み立てる、30年度につきましては31、32年度、31年度につきましては32年度の資金を積み立てる、32年度につきましては、利益を33年度の資金に積み立てていきますが、不足分が生じてくるという状況が生まれますので、料金改定の検討等が必要な状況が出てきます。料金改定によりまして利益は増加致しますが、人口減少により、利益は減少傾向にあります。

29年度の注意書き1ですが、29年度には32年度に向けた積み立てができない状況でございます。

それから、30年度の注意書き2につきましては、30年度には33年に向けた積み立てができない状況が出てきます。

それから、31年度の注意書き3につきましては、将来の事業計画に備える資金の積み立てができない状況でございます。

32年度の注意書き4につきましては、33年度に必要となる資金の積み立てが不足するため、将来の事業計画に備える資金の積み立てができない状況でございます。

特徴と致しましては、年度ごとの投資額の増減に対して、年度間の負担を平準化して資金が確保できるため、長期的な視点、料金算定期間5年間にたった事業計画に基づく運営が可能であると言えます。

次に、資産維持のための資金を確保することができるため、突発的事故に対してある程

度対応が可能であると言えます。

次に、社会経済状況の変化による急激な利益の減少などに対しても対応可能で、安定的な水道供給が維持されます。32年度には、33年度の建設改良等に充当する資金が若干不足するため、経営状況によっては料金改定の検討を行う必要がございます。料金収入の減少が見込まれる中、33年度以降の事業計画に備える資金積み立てができないため、33年度には料金改定が必須となります。

次に、3ページをお開きください。

改定率29%、平成29年4月1日に改定の場合でございます。

29年度に改定を行うということになりますので、28年度につきましては利益は少ない状況となります。

注意書き5をごらんください。28年度には、31年度に向けた積み立てができない状況がございます。先ほどの10月1日と比較するとおわかりかと思えます。

29年度の注意書き6につきましては、29年度には32年度に向けた積み立てができない状況でございます。

30年度は、注意書き7ですが、将来の事業計画に備える資金の積み立てができない状況でございます。

それから、31年度につきましては、注意書き8にございます32年度に必要となる資金の積み立てが不足する状況でございます。

それから、32年度は、注意書き9にございます将来の事業計画に備える資金の積み立てができない状況でございます。

特徴と致しましては、平成28年度に利益が少なく、将来に向けた積み立てがほとんどできないため、料金改定による利益を直ちに使用する必要がございます。また、長期的な資金が確保できないため、年度ごとの投資額の増減に対して毎年料金改定が必要となるリスクを含んでいるため、長期的な視点に立った事業計画に基づく運営が困難であります。また、31年度には32年度の建設改良等に充当する資金が不足するため、料金改定が必須な状況となります。それから、32年度には33年に必要となる資金が確保できないため、事業計画の遅延や大幅な料金改定、予算が立てられないなどの状況や連続した料金改定が必要な状況も考えられます。また、社会経済状況の変化による急激な利益の減少などに対して余力がないため、直ちに料金改定が必要となる状況も予測されます。

4ページをお開きください。

平均改定率20%、平成28年10月1日改定の場合でございます。

こちらの方も、平成28年、注意書き10にございますが、28年度には31年度に向けた積み立てができない状況がございます。それから、29年度には32年に向けた積み立てができない状況がございます。

それから、30年度、注意書き12ですが、将来の事業計画に備える資金の積み立てができない状況がございます。この時点で料金改定の検討等も必要になってくると予測されます。

それから、31年度、注意書き13ですが、32年度に必要となる資金の積み立てが不足する状況でございます。

それから、32年度は14にございますが、資産維持の突発的な事故に対応する資金の確保をすることができない上、将来の事業計画に備える資金の積み立てができない状況でございます。

特徴と致しましては、改定率が低いと利益は少なく、将来に向けた積み立てが十分でないため、料金改定による利益を直ちに使用する必要がございます。また、長期的な資金が確保できないため、年度ごとの投資額の増減に対して毎年料金改定が必要となるリスクを含んでいるため、長期的な視点に立った事業計画に基づく運営が困難となっております。また、30年度には31年度の建設改良費に充当する資金が若干不足するため、経営状況によっては料金改定の検討を行う必要がございます。また、31年度には32年度以降に必要となる資金が確保できないため、料金改定が必須となります。また、事業計画の遅延や大幅な料金改定、予算が立てられないなどの状況や連続した料金改定が必要な状況も考えられます。最後に、社会経済状況の変化による急激な利益の減少などに対して余力がないため、直ちに料金改定が必要となる状況も予測されます。

それらを踏まえまして、一番最後にA3で大きな表をつけさせて頂いております。こちらの方が、改定率29%の10月1日と4月1日の改定の場合を比較したものでございます。

それぞれ見て頂いたとおり、四角の積み木のこの資金が、10月1日と4月1日では大きく違ってくるかと思えます。年度ごとの資金の積み上げが違うこと、それから早い段階での料金改定が必要であるということが、この4月1日の改定の場合は表から明確になっているかと思えます。また、4月1日改定ですと社会経済状況の変化による急激な利益の減少に対応する余力がなく、直ちに料金改定が必要となる状況も予測されます。したが

いまして、29%で10月1日に改定しなければならない必要性を御理解頂けるのではないかと思います。

以上が経営方法についての説明でございました。

続きまして、改定率別影響額ということで、企業債の借り入れに関する資料をごらんください。こちらのカラーの、済みません。よろしいですか。

改定率別影響額です。

改定率を抑制するために、企業債の借入額を増やした表でございませう。

29%、25%、20%という改定率で推移して表の方を作成させて頂いております。29%ですと、平成46年度までの借入額は3億7,800万円、それに対する借り入れによる支払い利息の総額が3,400万円、それから25%の場合は借入額が5億400万円、それに対して支払い利息の総額が4,536万円、20%ですと6億6,800万円、借り入れによる支払い利息の総額が6,012万円というふうになっております。

その後、5年後の改定率を見て頂くと、29%の場合は、5年後14%、10年後の改定率は5.2%、改定率25%の場合でいきますと、5年後の改定は19%、それから10年後の改定率は4%、20%の改定率でいきますと、5年後の改定率は25.1%、それから10年後は4%というふうに推移してまいります。

次に、新規企業債の借入額でございませう。

こちらの方は、借入額を29年度、この料金算定期間の5年間で見て頂いて、どれぐらいそれぞれの年度で足りていくかというものをグラフにさせて頂いております。当然20%でいきますと、借入総額もかなりの厚みになりますのでこういった形でのグラフになります。

下段の表が、企業債借り入れに伴う年度別元利償還金額及び影響額でございませう。

それぞれ29%、25%、20%の元金、利息、それを平成30年度から40年度までこういった金額になるということを、こちらの方に表示させて頂いております。

次のページをお開きください。

企業債の残高の推移でございませう。

こちらの方は、これまでの借入額も含んでおります。青色が29%、それから赤色が25%、緑が20%という形で、平成27年度から40年度までこういった形で企業債の残高が推移していくこととなっております。

それでは次に、投資計画の内容について説明をさせて頂きたいと思っております。

水道施設の課題及び対策方針という資料をごらんください。

投資計画の具体的な内容等について説明させていただきます。

本投資計画は、施設等の延命化、ダウンサイジング、投資費用の平準化をコンセプトとして策定しております。過去において急速に拡張を行った施設などは設備更新の時期が集中しているため、適切な維持管理による長寿命化を図りながら、基幹施設については更新時期が重複しない計画とするなど、投資の分散化のみならず更新時のリスクを低減し、かつ将来の水需要に応じた適正な施設規模となるようダウンサイジングを踏まえた計画的な施設整備が必要となっております。また、施設の耐震化、資産管理費用の低減も同時に実現していく必要がございます。これらを踏まえ、各事業ごとの課題、実現方針、今回収支予測期間内、5年間の整備概要について御説明を致します。

まず初めに、1番の浄水処理の強化についてでございます。

課題と致しましては、現在水源水質や浄水水質は良好でございますが、常に水質に対する信頼性の向上を目指すため、耐塩素性病原生物でありますクリプトスポリジウム対策を一層推進する必要がございます。クリプトスポリジウム等対策指針で、ろ過設備と比較致しまして、小規模かつ簡便な手法と致しまして紫外線照射による不活化が有効とされていることから、紫外線処理施設の導入推進を図る必要がございます。

次に、実現方針と致しまして、既に導入済みの末友水源地に加えまして、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれがあるとされている東野水源地、福田水源地に紫外線処理設備を設置致します。

それから、今回収支予測期間内の整備概要についてですが、東野水源地に紫外線処理設備を整備致しますが、敷地が狭いため詳細設計を発注致しまして、今後維持管理も見据えた設備配置を検討致します。設計につきましては平成31年度、工事につきましては平成31、2年度から実施致します。

次に、施設の更新、水道施設リフレッシュについてです。

課題と致しましては、急激に拡張を行いました地域の設備は更新の時期が集中しているため、適切な維持管理による長寿命化を図りながら、投資の分散化を行いつつ将来の水需要に応じて施設規模を適正化するなど、計画的な施設整備が必要でございます。また、施設の耐震化、維持管理費用の低減や施設規模の適正化を同時に実現するため、浄水場の統合も検討する必要がございます。

次に、実現方針と致しましては、施設の故障履歴や修繕結果などのデータを集積致しま

して、時間基準保全や状態基準保全による施設管理を行います。

また、成井水系と中通水系を統合し、老朽化施設の更新と耐震化、施設規模の適正化を同時に実現させますが、多額の費用と時間を要するため、基礎調査を含め、着実に進めていく予定でございます。

次に、今回収支予測期間内での整備概要でございます。

東野水系の遠方監視装置の更新や大井増圧ポンプ所の更新を計画しておりますが、前年度までの点検結果や運転状況を踏まえ、毎年見直すこととしております。

次に、老朽管路の更新についてです。

課題としては、老朽化致しました管路の増加に伴って、漏水対応件数や赤水等の苦情等も増加しているため、漏水リスクや水質事故リスクの高いエリアの更新を計画的に実施する必要がございます。

実現方針と致しましては、更新管には耐震性と耐久性のあるポリエチレン管やダクタイル鉄管を採用するとともに、鉄管には土壌と直接接触しないようポリエチレン製のカバーをするなど防食対策を講じ、耐震化と長寿命化を図っていきます。

次に、今回収支予測期間内の整備概要でございます。

漏水実績の多い管路から順次布設がえを進めますが、管路事故等で断水区域を最小限に抑えるため、布設がえの予定がない管路に対して、不断水工法による仕切り弁挿入工事を平成28年度から新たに開始致します。

次に、大規模地震対策についてでございます。

課題と致しましては、地震に備えた構造物の耐震化の必要性が高まっておりますが、全ての構造物の耐震化には膨大な費用が必要となるため、重要度による優先順位に応じて耐震化を進める必要がございます。

実現方針と致しましては、配水池の容量が大きく、かつ場内で二重化されていない施設を優先順位が高い施設と位置付け耐震化を進めていくとともに、老朽化が著しく改修費用が膨らむ配水池は新設を検討致します。また、県用水系の浦尻配水池は、容量を増強し、耐震化とともに給水範囲の拡大を行い、緊急時の安定供給に寄与致します。

次に、今回収支予測期間内の整備概要でございます。

西町配水池の耐震化でございます。

こちらにつきましては、流入管、流出管、泥吐管、越流管に振動を吸収する可とう管を取りつけます。工事前に工事車両の進入路を整備するとともに、配水池のバイパス管を整

備致します。こちらの方は、平成31年から32年となっております。

次に、床浦配水池耐震化でございます。

コンクリート巻きとアンカーによる躯体と管路を一体化させます。また、泥吐管に振動を吸収する可とう管を取りつけます。工事前に工事車両の進入路を整備するとともに、配水池のバイパス管を整備致します。こちらは平成32年度から行います。

次に、新浦尻配水池の整備でございます。既存の浦尻配水池の貯水能力を強化するため、容量を増強するとともに給水範囲を拡大致します。工事につきましては、平成29年から31年度までとしております。

次に、新高崎配水池の整備でございます。

施設の老朽化対策も含めて、新たに配水池を整備致します。標高や位置の選定を行うため詳細設計を発注致しまして、設計条件や積算などの精査を行います。設計につきましては平成30年、工事につきましては平成31年から実施を致します。

次に、新長浜ポンプ所の整備でございます。

背面が傾斜地で一部崩壊の危険性がありまして、また受水槽がなく、ポンプが配水管に直結されているポンプ直結方式となっているため、安定送水の面で課題がございます。このため、詳細設計を発注致しまして、設計条件や積算などの精査を行います。設計につきましては平成29年、工事につきましては30年、31年度を予定しております。

次に、新忠海配水池の整備でございます。

既存の烏ヶ城配水池は、施設の老朽化や配水池へのアクセス道路であります管理道が未整備であるため、新たに配水池を整備致します。標高や位置の選定を行うため、詳細設計を発注致しまして、設計条件や積算などの精査を行います。こちらの方は、設計が平成29年度、工事につきましては30年から32年度を予定しております。

次に、緊急時の連絡管についてでございます。

課題と致しましては、自己水源系の県用水系の2系統を有効に利用致しまして、災害時等の安定給水を図るため、相互連絡管の整備を進め、相互水運用の範囲を拡大する必要があります。

実現方針と致しましては、竹原市は自己水源系と県用水系の2系統から給水をしておりまして、自己水源系の主要配水施設は成井配水池と中通配水池でございます。成井水系と県用水系は、現在市街地内の一部で連絡されており、緊急時にはバルブ操作によりまして相互運用が可能となっておりますが、非常時の対応能力の向上のため、相互水運用の連絡

箇所を拡大致します。

次に、今回収支予測期間内の整備概要でございます。

まず、中通配水池系の末端、明神にございますが、と県用水系の塩町1丁目にございます水系を接続致します。

次に、高崎町の高崎みかん撰果場付近で成井配水池系と県用水系を接続致します。

次に、高崎町内浜橋付近で高崎配水池系と県用水系を接続致します。

設計につきましては平成29年度、工事につきましては平成30年度を予定してございます。

次に、雷害対策についてでございます。

まず、課題と致しましては、竹原市は地形上高所地区が多く、高い標高位置に配水池等を設置してございます。このため、雷害によって施設の破損や停電が発生しやすく、場合によっては断水につながる場合がございます。このため、現在進めている雷害対策を継続して進める必要がございます。

次に、実現方針ですが、これまで落雷による被害の多い田万里第1、第2配水池、葛子第1配水池、仁賀第1、第2配水池、宿根第1配水池、長浜配水池、小吹配水池の8カ所に防雷システムを導入しており、落雷による被害が抑制されておりますが、全ての施設に同規模の防雷システムを導入するには多額の費用を要するため、被害実績の多い配水池を選定致しまして、整備内容を施設規模に適正化するなど効率的に事業を進めていきたいと考えております。

次に、今回収支予測期間内の整備概要でございます。

落雷による被害実績が多い施設から優先的に着手するとともに、落雷状況を注視し、優先順位づけと整備内容の精査に継続して取り組みます。宿根第2配水池、小梨配水池につきましては平成29年度、宝器配水池、葛子第2配水池は平成30年度、西町配水池、受矢配水池は平成31年度、宿根中継ポンプ所、宿根第2ポンプ所は平成32年度としております。

最後に、防犯対策についてでございます。

課題と致しましては、平成27年に発生致しました成井配水池への侵入事件を受けまして、全施設の防犯状況を再点検し、基幹施設につきましてはフェンスのかさ上げや鍵の変更、また防犯センサー等の追加設置など、防犯対策と防護対策の強化を実施しております。今後は基幹施設のみならず全ての水道施設に対し、防犯対策と防護対策の強化を早急

に進めていく必要がございます。

次に、実施方針及び今回収支予測期間内の整備概要でございます。

監視カメラによる監視や侵入センサーによる監視など、各施設の規模や設置位置、周辺環境に応じた防犯、防護対策を順次導入することとしております。

以上が今回の収支期間内に行います投資計画の説明でございました。

委員長（山元経穂君） 公営企業部長。

公営企業部長（谷岡 亨君） ただいま御説明させて頂いたとおり、特に企業債の借入れを増やした場合の影響ということについての御説明をさせて頂いたところでございます。これにつきましては、借りることによりまして、どうしても償還期間がずっと続きますので、その間借りれば借りるほど後年度に負担が増してくるということが一つございます。それと、改定率のところの影響で見て頂きましたら、5年後の改定率についても影響してくるということがございますので、将来世代への負担を先送りしない公平な負担のあり方という点からしましても、適切な企業債の借入れ、規模というものは必要ではないかというふうに考えております。

それと、当市の計画についても先ほど詳しく御説明させて頂いたところでございますが、現在別冊資料の方でも御説明させて頂いておりますが、耐用年数を超えている施設がかなりございます。こういったものを含めて、本来耐用年数を超えたら更新するという考え方に立ちますと133億円かかると、今後行った場合に。それを、延命化を図るとか、一定なものは、ある程度能力が落ちないものについてはそれを引き続き使い続けるというような考え方に基づいて、なおかつ最低限必要なものの整備というものは当然やっていかなきゃならないということでございますので、こういったものを精査をした中で、今後5年間の料金算定期間内に行う投資計画というものが先ほど御説明させて頂いた内容というものでございますので、その点についてどうぞよろしくお願い致します。

委員長（山元経穂君） 議事の都合上、午後1時まで休憩とさせていただきます。

午前11時47分 休憩

午後 0時54分 再開

委員長（山元経穂君） それでは、休憩を閉じて、議案第35号竹原市水道事業給水条例の一部を改正する条例案、午前中に説明を受けましたが、質疑を開始したいと思います。

皆様、質疑をよろしくお願い致します。

協本委員。

委員（脇本茂紀君） 今までは既に配付されている資料なり議案なりをもって今日の質疑を準備していると思うんですけども、新たにその根拠になる資料が今日提出をされました。当然この内容に関わって質疑をしなきゃいけないと、そういう意味では、さっき聞いたばかりでどこを質疑するかっていうことに対しての構えや形ができてないんで、まずは今まで出されている議案に対する質疑をやりながら、その様子いかんによっては……。

委員長（山元経穂君） 今まで出された議案の資料の質疑ですね。

委員（脇本茂紀君） そうそうそうそう、今まで出されている議案に関する資料の質疑をやって、今日新たに出された資料についての質疑をどこかで、今日やるというのは多分難しいと思うんです、今日初めて見たわけだから。だから、それをできたら次回にやって、その後総括質疑に、採決というふうにしたらいいのではないかと思いますので、委員長の方でお取り計らいをよろしく。

委員長（山元経穂君） 今脇本委員さんから発言がありましたが、委員長としてもそのような手順を踏むことは重要ではないかと、事が事だけにあるとは思いますが、皆様方の御意見があればお聞かせ願いたいと思います。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） それでは、日程的に、委員長が勝手に決めていいものかわからないですけど、次回は21日の朝から新資料に対する質疑をまた展開することとして、今日は今まで配られた資料、線引きは難しいところはあるんですが、それを中心に質疑を行って、それから21日にはその質疑が終了次第に総括質疑を行っていきたいと思いますが、これでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） わかりました。

手を挙げてお願いします。

北元委員さん。

委員（北元 豊君） 委員外議員さんの発言の場所を一応確認をしておいてください。

委員長（山元経穂君） 今委員外議員、松本議員さん傍聴に来られておりますが。ということは、21日の審議が終了後ということで委員外議員の質問になりますので、よろしくお願い致します。

よろしいですか。

それでは、質疑をお願い致します。

協本委員。

委員（脇本茂紀君） まず、総括質疑といいますか、一括質疑の中で出されていた点についてお伺いをしておきたいと思います。

工業用を廃止して一般用とすることにどのような意味があるのか、それによって工業用にどのような変化が生ずるのか。特に水を多く使用する企業、そういうところに対する影響というのをどういうふうに見ているのかっていうことが一つ。

それから、工業用の基本料金というのは1万3,026円ですけども、これが一般用になると680円になると。基本料金も大幅値下げということになりますよね、工業用から一般用になって。この間の説明では、工業と住居とか一体になっているような、言うたら中小零細の方々の条件なんかを勘案して一般用にしたんですよっていうふうな言い方をされているけれども、その際大企業の場合はそうではないと。そこらあたりが、例えば一般用は非常に大きな値上がりをするけれども、これを見ると一番たくさん使うところは1円しか上がらないのです、立方メートル当たり1円の値上げにとどまる。それは一体どうなんですかねと。一般用の従量料金では、100立方メートルを超えるのはいずれも137円だったです。今度は累増となったために、一般用の方の影響は非常に大きくなる。工業用の場合は、6万立方メートルを超える場合は、1立方メートルの単価はさっき言ったように1円しか上がらないというふうに結果的にはなるわけです。こういうことをどのように位置付けてこの改定が行われたのか、そこをまずお伺いしておきたいと思います。

あわせて言えば、これは29ページに今回の条例案、水道事業給水条例の一部を改正する条例案の新旧対照表っていうのが出ています。この新旧対照表を見てみたらよくわかるんですけども、まず基本料金、これが一般用が680円になっています。ところが、旧一般用は606円、それに対して旧工業用は1万3,026円なわけです。だから、旧一般用の方は606円、680円だから74円上がるのに対して、旧工業用は大幅な値下げになるという格好です。

今度は、その次の100立方メートルから上を見たら、今までは旧一般用は全部137円だったです。今度は立方メートルのあれによって変わるんで、例えば100立方メートルから1,000立方メートルまでだったら、さっと言いますけれども、プラス38円、その次がプラス48円、その次がプラス63円、その次が73円、その次が93円、その次が103円というふうに累増になっているんです。逆に、旧工業用を見ると、137円

のところはプラス38円で一般用と同じなんですけれども、次が150円から185円だからプラス35円、その次がプラス39円、その次がプラス46円、その次がプラス43円で、一挙にそれから上はプラス1円ということになるんです。こういうふうな改定内容なんですけれども、この改定内容はどのような意味を持っているのかっていうところを、そこをまず説明をお願いしたい。

委員長（山元経穂君） 水道課長。

水道課長（松岡俊宏君） 済みません。

まず、用途別料金の見直しということで、今回水道普及率がほぼ100%に達するという状況の中で公衆衛生環境は向上したと、一定のレベルの目的に達成したという判断で、家事用の水道利用を中心に促進するために家事用の単価を抑えたものにするるとともに、住民の生活を踏まえた適切な料金負担の割合を見直ししております。用途の選定に明確な基準がないというところと、用途別の負担割合や料金単価の設定基準などの根拠というのが不明確であると、今のその条例の中ではきちっと細かく明記されていないという形がございます。その辺を踏まえまして、例えば工場と事務所が併設とか、工場と住居が一緒になっているとか、中小企業なども今現在は一般の用途で使っているという状況もあります。そういう用途が多様化する現状があるということから明確な区分が困難であると、それをもって用途の定義が曖昧なもので不用なものを廃止して、明確な定義が可能な用途に集約するというところで、今回は今の一般用水、湯屋営業用水、工業用水、臨時用水、船舶用水、防火用水の用途を整理致しまして、一般用水、それから船舶用水、防火用水の3用途に集約してございます。

先ほどおっしゃられました基本料金のところの差なんですけれども、実際今回工業用と一般用、一つの用途に致しまして、それぞれ細かく料金の設定をさせて頂いております。ただ、その新旧で見ますと、確かに基本料金の部分につきましてはかなり下がったような形ではあるんですけれども、全体的な工業用水の27年度の実績等で見ますと、約20%ぐらいの料金が上がっているような状況がありまして、確かに一律こういった単価で設定しているというところでもかなり差があるんじゃないかということもございますけれども、料金で見ますと工業用も上げてありますし、基本料金も含めた適切な料金の設定になっているということでございます。

あと、一般用の影響というところなんですけれども、どうしても50立方メートル以下の方のところの層が一般家庭で一番多い層になってきますので、その辺の単価の調整をさせ

て頂いたというところと、あと給水原価、1立方メートル当たりの給水原価に、50立方メートル以下の利用者の方たちが水をつくるための145円という給水原価に達していないところもございましたので、そこは水をつくるために必要な金額部分は負担して頂くという考え方のもとで、こういった料金の設定をさせて頂いております。

委員長（山元経穂君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） 今の一番最初に質問したかったのは、特に大口で大量に使用する大きな企業の場合は、逆に言うたらほとんど上がっていないけれども、これは竹原市内のどういう状況を見てから判断できるのかよくわかりません。そういう資料は別がないわけですが、例えば電源開発とか三井金属とかという大きなところは、ここでどの単位のところに入るのかはよくわかりませんが。そういうところは、言うたら余り上がっていない。逆に、庶民から一定に中小零細の企業や営業をやっている方々のところはコンスタントに上がっているというふうに見えるのではないかっていう意味での質問なんですけども、そこらはどうですか。

委員長（山元経穂君） 水道課長。

水道課長（松岡俊宏君） 一応一律そういった形の状況も踏まえまして、今回この従量料金の設定につきましても、例えば1,001から5,000立方メートルのところにつきましても、今の平均改定率の29%をベースに料金設定をさせていただきます。そこから、逓増度といいまして、料金の負担の傾斜、その辺をベースに、それぞれの区分使用料のバランスを調整しながら単価の方を設定させていただきますので、50立方メートル以下のところにつきましても、今の9から20のところを29%という率で換算しまして、そこから今のバランスを見ながら少しずつ調整して上げているという状況です。

委員長（山元経穂君） 公営企業部長。

公営企業部長（谷岡 亨君） 今の工業用の料金のことでございます。

別冊の資料のところの8ページに料金表を載せております。ちょっとそこを見て頂けますか。

別冊資料の方に。議案の方についている資料です。8ページ。

現行の料金表と、それから改定案としての料金表が2段になっているページでございますけど。現行料金表のところでごらん頂きますと、工業用につきましても、基本料金は先ほど委員おっしゃられたように1万3,000円余りになっております。そこから次の水量が100トンまで、この間は従量料金が0円になっていると。101トン以上から、ま

たその使用水量によって料金を頂くような料金体系になってございます。ここの100トンまでの部分は頂いていないということについては、これは頂くべきということで、そういったことも含めて、今回はその部分も基本料金、もともと基本料金に入っているという意味合いでいけば、基本料金を同じようにさせて頂いて、なおかつ100トンまではそれぞれの給水単価によりまして払って頂くというような考え方に、料金表を今回変えているということで御理解を頂いたらと思います。

それと今は、先ほど課長も申しましたが、水道を普及するというので大体50トンぐらまでの間は非常に料金を抑えていたというのは確かでございます。それと、逆に工業用の方についてはかなり御負担を頂いていた、負担能力があるということで御負担を頂いてた、そういった形の料金水準になっていたと思います。それを、今回は少なくとも給水原価の部分は御負担を頂くという考え方に基づく方が、負担の公平性、使っただけは御負担頂くということで料金表を見直しをさせて頂いているという部分もございますので、そういった形にさせて頂いていると。

それと、工業用につきましては、一番多いところの、先ほどの239円と240円で1円しか差がないじゃないかというお話ございました。ここの一番最高ランクのところの従量料金につきましては、これは企業活動といいますか、そういった部分への影響も大きいということもございまして、近隣の工業用水の単価等も勘案をする中で、一番量の多いところについては240円に設定をさせて頂いているという考え方でございます。

委員長（山元経穂君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） 考え方はわかりました。

ただ、結局これが具体的に水道料金の値上げということで条例改正案も出ているわけで、それは受益者においては負担増の割合というものが非常に課題に。例えば、大きな量を使うておられるからそっちは1円でいいんです。こっちは小さい量でも百何十円ですよというふうにはなります、結果的に。だからそういう、いわば不公平感が今回の改正の中でそれぞれの立場の人の中に生まれてくる可能性はあると思うんです。だから、だとしたらそういうことをどういうふうな格好で説得していくかということが非常に重要でもあるし、今御答弁頂いたような内容で、例えば説明し切れるかということ。そこらあたり整理をしておく必要があると思いますということで質問をさせて頂きました。

とりあえずその質問だけで。

委員長（山元経穂君） 答弁は。

委員（脇本茂紀君） あとでいいです、今のところは。

委員長（山元経穂君） その他ございませんか。

北元委員。

委員（北元 豊君） これが配られる前提のもとで話をさせてください。

資金調達というところでございます。総額74億円という中で、調達の方法には、例えば企業債であるとか国の補助金で対応するとか、あるいは一般会計からの繰り入れとか、そういうものが考えられると思いますが、まずそのあたりでその確認といたしますか、まず企業債であれば限度額的にどうなんだとか、あるいはこれを借ることによってどうなんだとかというような一つの考え方。

それから、補助金的に、この今回の改正に伴う、あるいは総事業費に伴う補助金はなかったのかあったのか、あるいは一般会計からの繰り入れはどうだったのか、まずそこをお願いしたいと思います。

委員長（山元経穂君） 水道課長。

水道課長（松岡俊宏君） 企業債につきましては、投資の施設の規模とかそういった形によってある程度限度を定めて借りることとしております。

次に、一般会計からの繰り入れなんですけれども、水道事業につきましては、地方公営企業法の第2条の規定によりましてこの法律の適用を受ける企業の範囲として位置付けられております。一般会計が負担すると致しましても、地方公営企業法17条の2第1項で規定されておまして、具体的には同法施行令第8条5で公共の消防のための消火栓に要する経費など、またそういった対象が明確に設定をされております。

また、同法の第17条の2第2項で、前項の規定によりまして、地方公共団体の一般会計または他の特別会計において負担するものを除きまして、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないと独立採算制が原則とされております。そのため、料金改定率の抑制のために、例えば一般会計からの繰り入れとかそういったのは、法の趣旨及び他の行政サービスの財源を減少させるということで考えてはおりません。

今の補助金の方の話なんですけれども、補助金の方も今のところうちの方で該当するものはないということです。

以上です。

委員長（山元経穂君） 北元委員。

委員（北元 豊君） 今回特に企業債というところが、ある意味では必要性を感じておる

ところであります。今3億7,800万円という企業債の借り入れということです。そうしますと、総額利息が3,400万円という支払い利息というのが要るということであり、負担軽減を図る場合に、3億7,000万円というのが本当に企業債としてどうであろうかと、あるいはもう少し限度額を増やしてでも借り入れ、要は企業債の借り入れをすることによって全体の負担が、ある意味では軽減できるんじゃないだろうか、こういう思いがしております。その中で、本当に企業債というのが、3億7,000万円という金額が妥当性であったというところの説明を求めたいと思います。

委員長（山元経穂君） 水道課長。

水道課長（松岡俊宏君） 企業債の件につきましては、以前答申とかそういったところの資料にもあったと思うんですけども、今3億7,800万円ということなんですけども、それを増やせばということなんですけども、そこを増やせば確かに改定率というのは低減することができますけども、結局上乘せして借りた分だけ借金が増えますので、それが後年度の負担になっていくと。例えば、自分の子どもでありますとか孫の世代、そういったところまで負担を与えてしまうという状況もありますので、そこを踏まえて、今のこの3億7,800万円といいますのは答申の中の資料にもありましたけども、1人当たりの借入額の推移があったと思うんですけども、そちらの方を滑らかに、平成40年までに今1人当たり2万9,798円ですけども、そちらを平成40年までに1万2,784円まで下げていくという、そういった推移をもって3億7,800万円という形での借り入れをするという判断をしておりますので、そのように御理解頂ければと思います。

委員長（山元経穂君） 北元委員。

委員（北元 豊君） 審議会の意見という中に、この企業債の借り入れということで、ここ読んでみますと、企業債の金利が現在非常に低いというところから借入額についての工夫ということが求められるということで、できれば最大限に借りるということも考えてはどうだろうかという意見が出ております。もう一点では、借り入れの方法については据置期間、例えば5年ぐらいを設ける、5年以内といいますか、そうすることによって負担が軽減されるんじゃないかというような意見も出ております。その中で、そういう意見を踏まえて実際のシミュレーションを考えてみたかどうか、その点についてお伺いしておきます。

委員長（山元経穂君） 公営企業部長。

公営企業部長（谷岡 亨君） 済みません、今の企業債の借り入れの件でございますけ

ど、先ほど課長が説明しましたとおり、借り入れを増やせば後年度負担が生じるということは、当然借りたものは返さなくてはならないので、多く借りればそれに応じただけのものは利子をつけて改めて後ろでずっと返していくということになります。先ほど、今回追加で出した資料を見て頂いても、借り入れを増やした場合には当然後年度の方が償還額が増えるというのが数字として出ています。

委員（北元 豊君） 今日資料は後よ。

公営企業部長（谷岡 亨君） ということになるものでございます。

それと、据置期間を設けるということにつきましても、償還する期間というのは、水道の場合は整備した施設の耐用年数、例えば20年なら、その20年のうちに返さなくちゃいけないというルールがございますので、据え置きを5年とりますと、残りの15年のうちに全部返さないといけない、そこの負担が増えるという形になりますので、それはなかなか負担の公平性ということから考えますと、後ろの方に負担を先送りするということになりますので、どこかでまた料金改定とかそういったことが当然生じてくるのではなかろうかというふうに考えておりますので、そこはもちろん水の需要が減ってきますから、要は料金収入が減るということは水を使う人の人口も減ってきます。そうすると1人当たりの負担が、多く借りればだんだん増えてくるような話になりますので、先ほど課長が言いました、ずっと下がるようなラインで今29%の3億7,800万円というのは見ておりますけど、そのカーブが下がるのではなくて横、あるいは上がってくるというようなことになると、じゃあ今の料金を低くした分を、その後の世代がそこで負担をするような形になってくるというふうに考えられますので、その辺はできるだけ避けるべきではなかろうかというふうには考えているところでございます。

委員長（山元経穂君） 北元委員。

委員（北元 豊君） 確かにその点はよく理解はできました。この答申で言う意見書の中には、当初の負担が高いよというところから端を発しております。その中で、今の現状の中で金利がひどく安いよというところもあります。そうすれば、実際問題が企業債をしつかり、次世代に残さないという意味も含めて、ある意味での幅を借りとる方が今後の負担軽減につながるんじゃないかというところが、ここ1点あろうかと思うんです。その点も踏まえて、例えば3億7,000が本当に今の状況の中で金利負担、あるいは今の上げ率の負担、この軽減も含めてどうであるかということも考えてみないといけない問題だろうと思うんです。確かに企業債を多く借りれば当然負担は増えてきますし、皆さんの応分の

負担も増えてくる、次世代に残す負担も増えてくるというのわかります。わかりますが、しかしながらそこらも踏まえたシミュレーションをしっかりとすることによってこうですよということも言えると思いますので、その点も含めて、企業債の金額3億7,000というのが本当に妥当性があるのかなのかというところも、いま一度考えてみてほしいという思いがしております。

委員長（山元経穂君） 答弁はよろしいですか。

その他ございませんか。

今田委員。

委員（今田佳男君） 審議会の関係になるんですけれども、いろいろ聞かれるのが、長期において放置されていたという指摘があるんです。審議会は毎年度、今度開催するというふうなことが議案にあるんですけれども、市議会条例の中には毎年度開催ということはない、市長が判断するというふうなことになっているんだと思うんですけど、この点については、もう毎年度開催するということでよろしいんかどうか。

委員長（山元経穂君） 水道課長。

水道課長（松岡俊宏君） 今回からこの竹原市水道事業経営審議会を設置させて頂きまして、経営状況、外部の目から見て頂くという、そういう形を導入致しました。この20年間という部分と、今後の将来性を踏まえた長期的な視点に立ってのそういう経営状況というものを確実に、水道だけでなく外部からも見て頂く、そういうシステムを構築する必要があるというところから審議会を設置しておりますので、それは毎年審議会の委員さんに集まって頂いて、竹原市の水道事業というものを外部の目から見て頂いて、いろんな意見を踏まえて事業運営していきたいというふうに考えております。

委員長（山元経穂君） 今田委員。

委員（今田佳男君） その際に、大口の利用者ということで、おそらくJ-POWERさんと三井さんということじゃないかと思うんですけども、竹原の場合は医療関係が結構たくさん業種あるんで、全部が全部とは思いませんけれども、その審議委員の中に、審議員の構成を大口というか、その酌み取り方を言われるところもあるんで検討はして頂きたいと思うんですが、今の状態でいかれるんか、それとももう一度今の聞き取りを、もうちょっと市民の声を聞くのに、極端に言ったらメンバーを変えとかというような御予定があるかどうか。

委員長（山元経穂君） 公営企業部長。

公営企業部長（谷岡 亨君） 確かにいろんな業種、業態、あるいはそういった方の意見を聞くということは大事なことであろうというふうには思っております。そういった中で、今回の審議会においては、一定にはそういった大口の事業者の方、あるいはそういった業者を総括する商工会議所の関係の方とか、あるいは市民の代表、自治会の代表とか、そういった方に幅広く入って頂いて、そういった中で意見を聞かせて頂いているということと考えております。メンバーの入れかえということの御質問ございましたが、一応任期がございますので、任期の間は特に変更することは今のところは考えておりません。

委員長（山元経穂君） 今田委員。

委員（今田佳男君） 了解しました。

あと、大体今出ているのが5年の期間ということだと思うんです。計画としては、中・長期の計画では46年までの中で、さっきもちょっと出ましたけれども113億が76億ですか、何とか節減、今あるものを使って経費を落として何とかこれでやっていきたいという方針だと思います。

それで、中・長期の整備方針の中で、これはまだ平成33年以降のことになってくるんですけども、成井浄水場、この整備方針の中で見ると総額約26億円という、3分の1くらいに該当する一番大口の事業というか、整備になってくると思うんですけども、この26億円というのが、例えば今の段階でどういうふうな数字が積み上げがしてあって、ということがわかる範囲で教えて頂いたらと思うんですが。

委員長（山元経穂君） 水道課長。

水道課長（松岡俊宏君） ただいまの成井浄水場の26億円の根拠といいますか、そういった質問でございますが、既存施設に要する改修費用と維持管理費用に対して、新設の方が費用面ですとか維持管理面で合理的であるという判断を致しまして、建設後相当の年数が経過していると、構造物等が老朽化している成井浄水場と中通水源地を将来的に廃止を致しまして、将来の供給量の減少を考慮した施設規模となる基幹浄水場を新設するという、そういった計画でございます。

また、同様に老朽化が進行しております成井配水池と、それから中通の配水池の統合を致しまして基幹配水池を新設するという、そういった計画でございます。一応成井浄水場に要する費用と致しましては、設計費、それから用地取得費、浄水場の建設、配水池の建設、それから管理棟の建設、原水の導水管などの事業費を集計した一応総事業費が26億円というふうになってございます。

委員長（山元経穂君） その他ございませんか。

堀越委員。

委員（堀越賢二君） 様々な事業計画、積算されていると思うんですけど、管の現状と
いいますか、これを変えなくちゃいけない時期等々は布設した時期から考えてということ
ではあると思うんですけど、これが、状況を見るに年数的な資料をもとにしているのか、
それとも漏水等古いものが地理的に集中している部分を現物の調査というものも兼ねてし
たものかどうか、その部分についてお伺いします。

委員長（山元経穂君） 水道課長。

水道課長（松岡俊宏君） 管の現状ということなんですけれども、先ほど委員さんおっし
ゃられましたとおり、今の漏水箇所の多い箇所、設置した年数とか、そういったところを
踏まえて今の計画とかそういったところを組み立てておりますので、そのように御理解頂
けたらと思います。

委員長（山元経穂君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） 地域によって、かなり年数だけではなくて地形的なものであったり
環境的なものであったりというのが大きいと思うんで、これは老朽管だけでなくて施設の
ものであったりもするので、その部分についてはしっかりと積算根拠といえますか、
それが示されなくてはならないと思いますので、そういったようなものが反映されている
という認識でよろしいでしょうか。

委員長（山元経穂君） 水道課長。

水道課長（松岡俊宏君） そのように、おっしゃるとおりです。

委員長（山元経穂君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） いいです。

委員長（山元経穂君） いい、済みません、失礼しました。

その他ございませんか。

脇本委員。

委員（脇本茂紀君） 既に配られている方の資料で非常にわかりにくいところがたくさん
あったんで、今回出された資料に一定に整理されている部分はあると思うんですけども、
1つは4ページに当年度純利益、または純損失っていう表がありますよね。

これは何の4ページ、いろんなものが一緒に。この図……。

委員長（山元経穂君） 当年度純利益というのは、水道事業、改正説明にもありますし。

委員（脇本茂紀君） いや、竹原市の給水人口予測と、それから現行料金……。

そうそう、それです。それ何ページ。

委員（竹橋和彦君） 2ページ。

委員（脇本茂紀君） 2ページか、いろんなどころにある。

いや、これを見ると平成28年まではずっと純利益が計上されています。とりわけ平成17年と27年は1億4,100万円なり1億800万円の純利益が計上され、なおかつ28年まではずっと純利益が計上されていると。ところが、この見取り図でいくと、29年からはずっと純損失が計上されているという図になっているんです。

結局、今までは常に純利益が出せるような経営をしてきましたよと。それが、このままで今までと同じようにいったら、これからはずっと純損失が出ますよってということなんですけども、しかしこういうふうになってきたのが、突然何で28年度からそうなるのかというところの整理です。そこらは、多分今日配った資料の中に一定のことは書かれているんでしようけども、これを見た限りでは、いわば今までにこれからは純損失になるようなことが蓄積をその後されてきてたんですよってということなんですけども、この図自体はどういうふうに説明をするんですか、純利益と純損失は。

委員長（山元経穂君） 公営企業部長。

公営企業部長（谷岡 亨君） 今の別冊資料の2ページの下の方のここです。

これにつきましては、水道料金の収入と、それから経常経費に係る経費等の差で利益がこのような形で出てますよということなんですけど、その料金収入のうち、経常的な部分へ充てる部分と、それから料金収入の利益のうちから建設改良費の分へ充てる、いわゆる設備の更新等に充てる経費に振り分ける、これは今日の資料の中でもちょっと御説明させて頂いたんですが、そういった形で運営をしているということでございます。その中で、今までは料金収入と、それから内部留保資金がございましたので、いわゆる貯金、簡単に言えば貯金なんですけど、そういったものを取り崩しながら、建設改良の方にも充てていきながら一定には運営してきたという御説明を今日の資料でもさせて頂いたところなんですけど、そういった形でもやってきました。ところが、預金がもう底をつきつつあると、そうするとその部分にお金がないということになると、料金収入だけでは全体が賄えないというよう状況が発生しますよということで、このような図になるというふうに御理解頂きたいと思います。

委員長（山元経穂君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） その純利益というものは、いわば預金として蓄積されるということで考えていいんですか。

委員長（山元経穂君） 公営企業部長。

公営企業部長（谷岡 亨君） 多ければ預金，当然先ほどの内部留保資金として持つ分もあるんですが，そこへもう回すことができないような状況が起きつつあると。

委員（脇本茂紀君） いいですか，純利益が5億5,000万円よね，多分トータルしたら5億5,000万円，要するにずっと利益が出てきている。それが今それだけしか残らないようになっているというのはなぜかっていうのを。

委員長（山元経穂君） どうでしょうか，暫時休憩とりましょうか。

委員（脇本茂紀君） それで，今日出された資料によると，当年度利益というのは翌年度の資金になったり資産維持費になったりするんですよね。それは今日の図を見たから一定に理解ができるんですけども。ここに短期的な収支での考え方っていうことで，今までは運用してきたということなんですよね。それを，これから料金改定率を低く見込んだっていうのは，29%見込んだ場合と，さらにその別の場合というふうなことを想定してこの図がつけられてるんだと。ただ，こういう資料として出された時にこの理解はできないわけですが，この資料自体からは。当年度純利益と純損失が推移として出されるっていうこと。だから，今までの根拠として出された，例えば竹原市の給水人口予測，それから現行料金制度における水道料金収入の将来推計，それから当年度純利益または純損失というこの3連の図が出されて，これが今回一定に値上げをせざるを得ん一つの根拠ですよというふうに説明されているように読めるわけ，今まで配られた資料によると。この図を見ても，例えば平成28年から32年の間に1億2,000万円ほど水道料金収入が将来推計が減るというふうな格好にこれなると。そういう大幅な減が出てくる要因，そういうふうなものが今の人口減と，それから節水によってこれだけの減が出てくるのかどうかっていうのを，例えばこの図からどういうふうに説明できるんですかと。同じようにこの図が一定の，今回の値上げを説明することのもとになる資料として出されているけれども，これをこの間から予習するのに読んでみた時に，この図が一体どういう意味を持っているのかわかっていうのがよくわからない。今度これが出たんで，改めてこれで次回でいいから説明して頂きたいんですけども，ちょっとこのそれぞれの図，この3つの図のうちの今の2つについて，どういうふうな意味を持ってるのかっていうのを教えてほしい。

委員長（山元経穂君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 今日お配りした資料と前回の資料の部分で、少し分けて考えて頂かなければいけない部分があります。前回までに渡している資料の部分につきましては、これまでの考え方を踏襲したような形、要は単年度の部分について収支予測をどういうふうにして予算を編成するかという単年度主義で考えた場合のお金の動きを、一連のものを将来予測を出しているというふうに思って頂ければいいので、各年度の部分で積み上がっている部分につきましては、その年度にお金がどういうふうに動くかっていうふうに考えて頂ければというふうに思います。ですから、人口の部分が減ってきますと、人口が減ることによって給水量も減ってきますということになると、おのずと料金収入も減りますと、そういう形の中で収入が減りますと出動しなければいけない部分のお金というのは今後増えていきますという部分を差し引きすると、当該年度だけ見るとどれだけ損失が出ます出ませんという部分をイメージして頂くために、この先ほどの2ページという分を見て頂いているというふうに御理解頂いた上で、今回提出させて頂いた部分につきましては、そういう単年度主義の予算を考えていたんでは、この赤字になる部分というのが将来的に見込みが立ちづらくなりますというところもあるので、将来の部分の幾らか積み立てをしながら、料金設定を抑えて経営をしていく方が効率的だろうという概念を入れているということを御理解頂きたいということでお示しさせて頂いているので、少し分けて考えて頂ければと思います。

以上です。

委員長（山元経穂君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） 今回の値上げの提案は総合的に考えるべきことであることはわかるんです。だから、それならそれでそれなりの資料を出してもらわないとという意味で、これは今度見てから勉強させてもらって、また次の回に質疑をしたいと思いますけれども。

例えば、ざっと最初に提案されたものを読んだ時に、また5年後には値上げをせざるを得ないようになりますよというふうな言われ方がして、なおかつ5年の計画は毎年毎年見直していきますよと、そのためには審議会は毎年毎年これをチェックする役割を果たしますよというふうなことが書かれて、いや、今回29%値上げをしても、さらに5年後にはさらに値上げをしなければならぬということがあらかじめ想定されているというふうなことです。そこらあたりと、例えばさっき、これも今日提案のあったこれからの施設の更新計画というふうなものを、審議会委員の指摘の中にも、そういう意味では更新計画を一定程度後ろにずらすことによってその分を緩和することができるんじゃないかという提言み

たいな形で審議会の意見が出ている。今の設備投資や管渠の更新や、そういう様々なこととそういう料金の改定の話の整合性みたいなことも的確に説明されないと、市民の理解も得にくいと思うんです。だから、私が言いたいのは最初出されたこの資料から読み込めることってというのが非常にわかりづらいというか、ここから何でこうなるのみたいなところを感じたもんですから、そういう意味で今のところの質疑は準備してある。そういう意味で、こっちの方を改めて読み直したら資金計画やいろんなことを連動して考えられているから、そこをこっちもしっかり読み込んでこの議論を展開していかんといけんというような気が今しております。

もう一個ついでに。

皆こっちですね。今日提案された内容になる、どうしても。

では、一応今日のところの質疑の内容は、この前に出された資料の中で感じるのはそういうことです。

ついでにもう一個、せっかく書いているから。

人口予測です。竹原市人口ビジョンに示される平成26年2万7,554人の実績値をもとに、平成32年が2万5,361人、平成40年が2万2,308人という人口減の推計値をもとに、給水人口予測は平成32年が2万5,214人、平成40年が2万2,273人。これが有収水量が減る人口的な根拠、人口減がその根拠になっていると。この人口減と有収水量が減になる人数、これの相関関係ってというのはあるんですか。例えば、これにどういう比率掛けたらこっちの有収水量になると。

いや、有収水量というものを割り出す時に、その算定の根拠になるのはどういうものなんですか。それを教えて、後学のために。何か算定根拠があれば。

委員長（山元経穂君） あります。

水道課長（松岡俊宏君） はい。

委員（脇本茂紀君） そういうのを詳しく出しておいてくれないといけない。

委員長（山元経穂君） 全協の時に出ていたら一番よかった。

委員（竹橋和彦君） 僕もそこで聞こうと思っていたんです。同じことを聞いてもしょうがない。でも、どっちで算定するんですか。

委員長（山元経穂君） いいですか。水道課長。

水道課長（松岡俊宏君） 済みません。まず、行政区域内の人口を出しまして、その後給水区域内の人口、その後給水普及率を出しまして、今の給水人口というものを求めます。

その後、有収水量の1人当たりの1日平均をどれぐらい、何リットル使うかというのを掛けまして、それで今のこの予測が出ているということです。難しいですね。

委員長（山元経穂君）　しょうがないですよ、これは。

委員（脇本茂紀君）　それは審議会資料にはあるんですか。

では、配ってある。

水道課長（松岡俊宏君）　いや、答申の中に。その資料にはついてないです。

委員（脇本茂紀君）　ついてないですよ。

いや、何が言いたいかというと、そういうふうなことなんです。

委員長（山元経穂君）　脇本委員、挙手をしてから。

脇本委員。

委員（脇本茂紀君）　そういうふうなことなんです。だから、この表はもらっている。今私が質問した数字は、この表に書かれている竹原市の給水人口予測と有収水量の将来推計の数を言うたんです。将来推計の数ではないな、水道収入ではなしに給水人口と、それから有収水量……。

もし審議会資料に今の算出根拠のようなものがあるのであれば、是非それは資料として提出してください。

委員長（山元経穂君）　それは可能ですよね。

水道課長（松岡俊宏君）　できます。

委員長（山元経穂君）　よろしくお願いします。

脇本委員、もうよろしいですか。

委員（脇本茂紀君）　もういいです。

委員長（山元経穂君）　ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君）　じゃあ、済みません、本来は控えないといけない委員長から1点質疑をさせていただきます。

法定耐用年数の40年を迎えた水道管が、今のところ34%という説明がありました。今後において、例えば来年はどれぐらいかとかって、もし今日じゃなければその資料と一緒に議会中にまた委員の皆さんに配付してもらえると助かるんですが。それがありませんか、今。

水道課長（松岡俊宏君）　数字ですか。

委員長（山元経穂君） 数字です。

水道課長。

水道課長（松岡俊宏君） 一応27年度の実績でいきますと、布設がえの延長が約2キロ、28年度は予定ですけど2.9キロ、27年度は今の耐震化率が6.2%、それから28年度は、これは予定でございますが、耐震化率が累積されて7.2%、29年度が布設延長が3.6。

委員長（山元経穂君） 法定耐用年数を越えた水道管の率ですが。

副市長（細羽則生君） 資料の5ページ。

委員長（山元経穂君） ありますか。

パーセントであらわしてもらえるとありがたいなというところだったんですが。

よろしいですか、またその後日でいいんで。

だから、今が34でこれからどうなっていくか、次年度以降ということ。現時点で、26年度末時点で34%で、これからどうなっていくかっていうところ、何%何%にならっていくかっていう数字を。

言ってることおかしいですか。

公営企業部長（谷岡 亨君） 耐用年数が今34%、それを改正することによって、例えば32になったり31になったり、そういうイメージで。

委員長（山元経穂君） はい、イメージから。増えるかもしれないし減るかもしれない。

副市長（細羽則生君） 年度を経過するごとに34%がどういうふうに推移していくかということですか。

委員長（山元経穂君） そういうことです。

後日で。先ほどの脇本委員さんが言われた資料と。

その他。

副委員長（川本 円君） それでは、別冊のところの1ページの、先ほどからちょっと出ております人口予測並びに2ページ目の給水人口の予測についてお伺いします。

数値的なことが各年度で出ているようなんですけども、実際のところこの推計ビジョンよりか、実数はかなり人口の減り具合が早いですよね、実数で言いますと。話は29%の話になるんですが、5年後には数字が14%またプラスされる予定であるというふうなことを言っておりますが、これは一応人口ビジョンをベースとしてそろばんではじいた上で14%になるであろうというお話でございます。実際はもっとこれよりか、余り言いたく

ないんですけど、人口の減り具合がおそらく早いと思うんです。ということは、5年後にまた議論するとは思いますが、おそらくこの14%じゃあ追いつかなくなってくるんじゃないのかなというふうに僕は感じているんですけど、行政の方はそのあたりをどういうふうに読んでおられるか、思いがあったら最後お聞かせ願えますか。

委員長（山元経穂君） 公営企業部長。

公営企業部長（谷岡 亨君） 副委員長が言われるように、人口が減っていく状況は推計どおりにいくかどうかというのは、確かに現実の問題としてあろうかと思います。人口が当然減ってくれば、それは直接水道料金にはね返ってきますので、それが今の予測ですと5年後に14%というふうな数字を示させて頂いておりますが、そこは事業を進める中で、具体的に数字をもとにそこらを見直しをしながら進めていかななくてはならないというふうに考えておりますので、あくまでも今の時点ではこういった数字でございますけど、そのあたりは実態の状況を見ながら、見直しは図りながら進めていくということになるかかと思えます。

委員長（山元経穂君） 副委員長。

副委員長（川本 円君） ありがとうございます。

だから、最後は確認だけで結構ですが、今回出されている29というのは5年後の14%を確約するものではないということですね。それだけをはっきりさせておいてください。

委員長（山元経穂君） 公営企業部長。

公営企業部長（谷岡 亨君） 確約したものではありませんが、こういった推移になるであろうというものでございます。

副委員長（川本 円君） ありがとうございます。

委員長（山元経穂君） その他ございませんか。

竹橋委員。

委員（竹橋和彦君） 給水原価の145円の算出方法について説明して頂ければなど。立方メートル当たり給水原価145円、ありますよね、その算出方法は。

委員長（山元経穂君） 水道課長。

水道課長（松岡俊宏君） 給水原価145円の算出根拠なんですけど、ちょっと複雑なんですけども、区分水量ごとの単価に対しまして区分ごとの使用水量をまず掛けます。区分水量ごとの単価掛ける区分水量ごとの使用水量、それに基本料金掛けるゼロから50立方メ

ートルの件数に対して使用水量を割ったものが、今145円ということになります。

ちょっと複雑なんで。

委員長（山元経穂君） 竹橋委員，どうでしょうか。

委員（竹橋和彦君） ちゃんと文書というかわかりやすいものを。

委員長（山元経穂君） 挙手をもってお願いします。

よろしいですか。

公営企業部長。

公営企業部長（谷岡 亨君） 申しわけございません。内容をわかりやすいようにペーパーにして提出させて頂きたいと思いますので，よろしくをお願いします。

委員長（山元経穂君） その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） それでは，冒頭に申し上げましたように21日について，この議案第35号は引き続き審議してまいりたいと思います。その折ですが，午前中に最後総務部長が説明されたように，委員の各位におかれましては，今後の後年負担という視点と，今日朝水道課長さんが説明された事業計画ですが，これが今の段階で最低投資限度額であるということは考慮の上で，また21日の質疑に臨んで頂きたいと思いますので，よろしくお願い致します。

それでは，どうもありがとうございます。

暫時休憩致します。

午後1時58分 休憩

午後2時12分 再開

委員長（山元経穂君） では，休憩を閉じて会議を再開致します。

それでは，自由討論に入りたいと思います。

今日のいろんな議題を審議した中で，何か御意見等思うことがあれば皆様に発言して頂きたいと思います。

堀越委員。

委員（堀越賢二君） 今日の説明でいろんな詳細の資料を頂いたんですけど，その中で実際に竹原の水源と，例えば県用水がある。以前松本議員からも，県用水のあり方についてこれがいいもんか悪いもんかみたいないろんな話もある中で，そうは言うても足りているからそっちは全部要らないよという話はできません。そういった中で，今日も古いものに

ついでの実際の調査、もろもろした中での積算なんですかっていうとそうであるという返事ではあったんですけど、県用水が今日の説明の中とかで、何か災害時にそういうのがあったら、県用水の方からでそういうつなぐジョイントの、これから進めていかななくてはいけないような話があったじゃないですか。だったらその県用水も必要なわけですし、災害時にそういうことが起きれば、全部が全部すぐにそんな布設がえをしなくても、先にそのものをやれば、延命なんですけど、長期的に考えれば料金値上げで計画的な整備というの必要なのもわかるけども、それが今回出した10月1日からのでない、もう直ちに取りかからんといかんよみたいなものの納得が、それを議会の中でなかなかしにくいというのが実際あります。

委員長（山元経穂君） ほかに何か意見があれば、今の堀越さんの意見を受けてでもいいですし、その他でもいろいろ。

今田委員。

委員（今田佳男君） 今日多分委員長、副委員長、説明受けられた後に、今回議論になるであろうからということで10月1日改定の場合と来年の4月1日改定の資料も出ている、これは次回にしましょうという話になってるわけですよ。それを見てまた話をしていかにやいかんとは思いますが、基本的には長期的に考えてやっていかにやいかんという資料が出ていて、その資料そのものが是か非か、どっかにそごがある、間違えがあるとかなんかというふうなことがあるかどうかということもまた考えていかんところもあるんだと思うんです。今答申から出てきて、資料を是として正しいというふうに考えていくと、あとはもう後ろに延ばすかどうかというだけの話になっていくし、その辺のところをどこまで詰めてやっていくかという議論が必要になって、そうするともっと資料が、突っ込んだ話とかということにもなりかねるんで、そこらのところの整理をしないといかんのじゃないですか。

委員長（山元経穂君） 全く今田委員おっしゃるとおりで、確かに出されたものにうそはないと信じたいですけど、投資計画、本当にこれ以上削減できる、言われるわけです。これがもう絶対に進めていかなければならない最低の投資計画で、これだけかかるんよと、だからそれを私らの立場としては、もしそれがおかしいと思うんだったら崩していくしかないなというふうに私も認識しています。その辺は皆さんの発言を何も規制するところでもありませんし、どんどんぶつけていってほしいなと思います。

今田委員。

委員（今田佳男君） いろいろ聞き取りも多少はしたんですけれども、先ほど副委員長も聞かれて、5年先はどうなるんですかというような話もされました。今さっき確認して、これから毎年審議会開きますよという中で見込みが立っていると、今の予想はこうですよというぐらいでしかない状態ですよ。そうすると、数字としては私はこれ見てみると固めの数字を当然出している、でないとな今年29上げて5年の約束だったけど、もう間に合わないから3年先にはまた5%でも上げてくれとかということになってくるとえらいことになるから、おそらく固めの数字は出してあるんだと思うんです。その中で、今から5年いく中で、逆に下げることはないでしょうけれども、審議会の方向性とかチェックしながら、都市計画をもう一回チェックしながら随時繰り返していくとか、チェックを入れていくということやっていかんとしょうがないんじゃないかなというふうな気はしてるんですけれど。

委員長（山元経穂君） 先ほどの話と同意で、これからはちゃんと経営審議会やっていかれると、今までは放置されてた状態になったと、どちらの理事者の責任、議会の責任置いて、放置されてる状態になって、これからは、だから今回も、今日は行かなかったですけど、行政報告で教育評価総合点検が出るように、1年ごとに、もしあれだったらうちが担当委員会としてそれは出してもらってチェックしていくべきじゃないかなと私も思ってます。

ほかに。

どうぞ。

副委員長（川本 円君） 今田委員が言われたのと似た感じで。

さっき最後私が質問したのは、5年後には14%かどういいうようなんかはっきりしないでしょという話をしたのを、こちらの資料、A3のを見てもらいたいんですけど、これは委員長と私が次の委員会開くまでに数字的なものを入れてわかりやすいようにしてくれという依頼をしまして、こういうものを出してきたわけです。それと、ここでは29%で、10月1日からやった場合と4月1日からやった場合を比較をする意味でやったんですけども、ここで私が一番心配しているのは、10月1日でやった場合には32年度の5年後には料金改定の検討が当然必要になってきますよと、それが今さっき言った14%になるであろうという話だったわけです。隣を見ると、それを4月1日にずらすと、その1年前の31年度からもう料金を見直さないと追いつかないですよということです、単純に見れば。

ここで一番危惧するのが、例えばその29%を10月1日で施行して、仮に5年後に料金改定ですって言うけども、それはさっき言うたように給水量は当然落ちます、人口減に伴って。そうしたら、31年度には既に料金改定をしなきゃいかん事態に陥ることも十分考えられるわけです。単純にそろばんの上でそういうふうなことを言っているわけであって。ただ、僕はそこらが心配なんです。だから、市民の皆さんにも説明するにしても、今回29%上げさせてくださいと、5年後には14%ぐらいにはなりますよって下手に逆に言えないわけです、何の確約もないのに。あれでも極端に人口が減ってきたら、もっともっと早い段階で、それこそさっき3年という話が出ましたけど、3年後にはまたさらに上げないといけなくなる事態に陥る可能性も十分含んでいるということです。だから、今日は余り話出ませんが、29%数字の妥当性、本当に29でいいんだらうかとか、開始時期もさることながら。個人的には僕34でもいいと思っているんですけども。そこらあたりを委員の各位の方々に、その29の数字の根拠を今日大体わかって頂いたと思うんですけど、果たしてそれでいいのかというのをもう少し議論して頂けたらと思いますので、そのあたりをよろしくお願い致します。

委員長（山元経穂君） ちょうど今、今田さんが言われたのと全く真逆なところですけど、それは当然審議していかなければいけないので、皆さんそれぞれの思いをまた次回ぶつけていかなければいけないと思いますので、それはいろんな考えがあるわけですから。

副委員長（川本 円君） あくまでも29というのは向こうが言っているだけのことであつて。

委員（堀越賢二君） ここで34というのはもう言ってないよね。

副委員長（川本 円君） いや、何で34消したのかなと思って。

委員長（山元経穂君） 多分、一番強硬派じゃないかなと思うんです。

副委員長（川本 円君） いやいや、34というのは企業債使わないでいける数字なんです。

委員（堀越賢二君） でも、使うものは使うて。

副委員長（川本 円君） まあまあ、でも償還しないといけないから、結局は。

松本さんに怒られるかもしれないけど、29にした場合と34にした場合の金額というのは、差がたしか、使用量によっても違いますけれども、平均的なところでいうと百何円ぐらいしか、百四、五十円しか変わらないのです、月だったら。理事者が出している資料だったら月百何円しか変わらない。月20立米使うたら140円ぐらい、その差であるとい

うことです。

委員長（山元経穂君） その140円が大きい小さいか、皆さんいろいろまた意見が分かれるところが。

副委員長（川本 円君） 俺は34でも十分いいのではないかなと。

委員長（山元経穂君） その他ありませんか。

よろしいですか。

副委員長（川本 円君） 水道以外はいいんですか。

委員長（山元経穂君） 竹橋委員。

委員（竹橋和彦君） ただ、29%は果たして妥当なのかというのがまず1点。

さらに上げて30%、20%も提示してくるとするのは、当然そういう議論もありきかなっていう中でこの資料が出てきてると思うんです。今後、水道料金しかり、人口減による高齢化比率がだんだん高くなる中で、ほかの国保、介護、あらゆるものが上がってくる可能性っていうのは大です。年金が年々下がる中で、その辺として市民感情はどうかというのも考える必要があるのではなかろうかと私は思うんですが、その辺は市民に説明する側責任として審議する必要があるのではなかろうかと思うんですが、その点について考慮して頂ければなと思うんです。

以上です。

委員長（山元経穂君） 竹橋委員さん、これ20%っていうのは正副で資料をつくるのに今回出してくれと言ったので、別にこれが、多分理事者は妥当だと思ってた下限でとってみたらこれぐらいじゃないかなと。一番下のところを20で出してって、ちょっとそれ以上したらなかなかというところ、一つの指標として出してもらってるんで。

副委員長（川本 円君） 比較する上で。

委員長（山元経穂君） 比較で。

副委員長（川本 円君） 済みません、言うのを忘れていました。

委員長（山元経穂君） その他ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） では、これで自由討議を終了させて頂きたいと思います。

それと、去年大変遅くなって皆様には申しわけなかったのですが、行政視察の件をそろそろ、どこか行きたいなというところがあれば、大体時期的に10月ぐらいで。

住田書記とも話して、次回にこの話を出そうかと思ってたんですが、今回先に言っとけ

ば、また次の時に出たらその方が早く進むだろうと。日程もそれによってうまくいくかもしれないですし、早ければ早いほど効率のいい日程も組める可能性も上がりますので。去年のように金沢行って富山行ってまた帰って京都行って、本来は富山、金沢、京都と行きたかったんですけど、先方の事由もあったんでそういうことで。だから、早目のうちにどこか行きたいところが決まれば、早く日程も組んでより効率的に回れるんじゃないかと思いますので、どこかせめて皆さん候補を、次回の委員会後にまたこの話をしますので挙げて頂ければと思います。

また、企画振興部の方の担当範囲も来てうちの範囲も広がっておりますので、そういうところも考慮して頂いて、いろんなどころ、何かここはおもしろそうかなというところがあったら遠慮なく挙げて頂きたいと思います。

委員長（山元経穂君） 北元委員。

委員（北元 豊君） 今回の水道料金で、委員会ですっかり議論していくよという中で今日の1日目を終わりました。その中で、資料等によって次回の午前中にやるということなんで、そこでしっかり審議をして頂きまして、その審議で尽くせなければ、また次の日にちもあいておりますので、皆さんもしっかり審議をして頂くように、この資料をもとに、あるいは全体の資料をもとに、いろんな形からいろんな方面から審議ができるように、できれば深めて頂きたい、このように思いますので、委員長よろしくお願い致します。

委員長（山元経穂君） それでは、これでなければ本日の委員会を閉会致したいと思いません。

皆様どうもありがとうございました。

午後2時27分 閉会